

## ごみ処理施設に関する調査特別委員会（第19回）会議録

平成24年5月18日 午前10時00分 開会

### 1 出席委員

委員長	西口 雪夫	副委員長	柴田 安宣
委員	松永 隆志	委員	田添 政継
委員	笠井 良三	委員	上田 篤
委員	町田 康則		

### 2 議長の出席

なし

### 3 顧問弁護士

弁護士 牟田 伊宏

### 4 証人として出席した者

証人	吉次 邦夫
証人	重野 淳

### 5 書記

書記長	宮崎 季之	書記	濱崎 和也
書記	吉田 将光		

### 6 委員会に付した事件

- (1) 証人尋問
- (2) その他

### 7 議事の経過

#### ○委員長（西口雪夫君）

皆さんおはようございます。開会前に皆さんに申し上げます。この調査特別委員会は、真相究明のため議会独自の調査権を委任されたものであります。特に本日は関係人のご出頭を願って証言を求めることになっておりますので、ご協力をお願いいたします。

また、報道機関各位に申し上げます。本日の委員会における撮影等につきましては、あらかじめ協力依頼をしたとおりであります。重ねてご協力をお

願いいたします。

傍聴人の皆さんにお願い申し上げます。委員会中は静粛にさせていただきますようお願いいたします。委員会の進行を妨げるような行為は退場をしていただくこともありますので、ご協力をお願いいたします。

なお、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードへの切り替えをお願いいたします。

ただいまからごみ処理施設に関する調査特別委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

それでは、書記、証人を入室させてください。

(証人入室)

**○委員長（西口雪夫君）**

証人におかれましては、お忙しい中をご出頭いただき、誠にありがとうございます。何とぞ本委員会の調査目的をご理解賜り、ご協力よろしくようお願い申し上げます。

証人にお尋ねします。先ほど記載いただきました出頭カードについて間違いはありませんか。

**○証人（吉次邦夫君）**

はい、ありません。

**○委員長（西口雪夫君）**

それでは、証言を求める前に証人に申し上げます。証人に証言を求める場合には、うそを言わないという宣誓をさせなければならないことになっております。宣誓を行った証人が虚偽の陳述を行った場合には、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることとなりますので、十分注意して証言をしてください。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。

ここで、報道機関各位に申し上げます。テレビカメラ、写真等の撮影を中止してください。

傍聴人も含め、全員起立願います。

それでは、吉次邦夫証人に宣誓書の朗読をお願いいたします。

**○証人（吉次邦夫君）**

宣誓書、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事もつけ加えないことを誓います。平成24年5月18日、吉次邦夫。

**○委員長（西口雪夫君）**

着席願います。

それでは、証人は宣誓書に署名捺印をしてください。

(宣誓書署名捺印)

**○委員長（西口雪夫君）**

これより証言を求めることとなりますが、証言は、証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。またこちらから質問をしているとき、また証言をされる際も着席のまま結構でございます。

なお、録音をしておりますので、質問を最後まで聞き終わってからお答えいただきたいと思います。

本日は、委員長の私のほうから主尋問をさせていただき、後ほど各委員から補足質問をさせていただきたいと思います。

それでは、書記、証人に甲第19号証、裁判での陳述書の提示をお願いいたします。

（証人へ甲第19号証を提示）

**○委員長（西口雪夫君）**

これは、裁判における吉次邦夫氏の陳述書でございますけれども、まず、組合に関する経歴についてお聞かせいただきたいと思います。あなたの組合に関する経歴についてまずお答えください。

**○証人（吉次邦夫君）**

この陳述書に書いておりますが、平成8年4月30日に諫早市長に就任いたしました。そして、この県央県南広域環境組合の設立に係わりまして、平成11年の4月にこの組合の管理者ということになりました。17年の2月末まででございます。その後、選挙その他ございまして、17年の4月の中旬からまたさらにこの組合の管理者になったということでございます。

以上でよろしいでしょうか。

**○委員長（西口雪夫君）**

最後は21年4月9日までですね。

**○証人（吉次邦夫君）**

ああ、そうですね、21年の4月9日までですね。

**○委員長（西口雪夫君）**

組合の組織運営について何点かお聞かせいただきたいと思います。本組合は、発足当時、2市15町で構成された一部事務組合ですが、組合の重要な意思決定に当たっては、自治法上、構成団体の長の事前の合意が必要であったかと思いますが、間違いありませんね。

**○証人（吉次邦夫君）**

はい。

**○委員長（西口雪夫君）**

本組合では発足当時、16名の副管理者がおられましたが、合意を得る場として副管理者会が設けられ機能してきたかと思いますが、これも間違いご

ございませんか。

○証人（吉次邦夫君）

そうです。

○委員長（西口雪夫君）

したがって、管理者のみで組合としての意思決定をすることは安易な事案を除いては困難であること、これも間違いございませんね。

○証人（吉次邦夫君）

はい、そうです。

○委員長（西口雪夫君）

では、次に機種選定から入札についてお聞きしたいと思います。機種選定から入札に関する経緯を本委員会で調査しましたところ、ややもすると川崎製鉄ありきで事が進んだかのように見受けられるように見えるんですけども、管理者として川崎製鉄さんに特別配慮をされたということはありませんね。

○証人（吉次邦夫君）

それは一切ありません。

○委員長（西口雪夫君）

それでは、書記、証人に甲第2号証、機種選定小委員会検討経過を提示してください。

（証人へ甲第2号証を提示）

○委員長（西口雪夫君）

そこに機種選定小委員会の第1回から9回まで提示してございますけれども、まず1点目に、機種選定小委員会の設置はどういう場で決められたんでしょうか。

○証人（吉次邦夫君）

この組合は11年の4月に立ち上げて、組合の議会もつくりましたね。その第1回の臨時議会の前に副管理者会、副管理者会というのは、私を含めまして、2市15町の首長さん方の集りで行っていただきました。さっきも委員長がおっしゃったように、最終的にはこの副管理者会で決定をするわけで行って、議会には承認、あるいはまた報告と、そういったものがあるかと思えます。この小委員会につきましては、機種選定小委員会と用地選定小委員会というのをつくりました。機種選定小委員会につきましては、吉岡島原市長を委員長にして、あと有明町長、小長井町長と小浜町長、その程度だろうと思えます。用地選定小委員会のほうは、愛野町長、千々石町長、それと、あとだれだったかな、ちょっともう記憶がないですね。

○委員長（西口雪夫君）

はい、結構です。今回は機種選定のほうを調査しておりますので、その辺で結構でございます。

機種選定小委員会の任務権限は、機種を選定して管理者に報告するまでと理解してよろしいでしょうか。

○証人（吉次邦夫君）

そうですね。

○委員長（西口雪夫君）

第6回機種選定小委員会で確認事項として、機種選定小委員会の答申を受け、最終的には管理者が決定するとありますが、このとおりでしょうか。

○証人（吉次邦夫君）

そうですね、小委員会である程度方式等を決めまして、最終的には私が決定ではなく、さっき申し上げたように、副管理者会、これは各首長さん方の集りでございますから、代表でございますから、そういった方々の意見を聞いて、そこで意思統一をして決定するというところでございます。それを受けて管理者が議会对策、色んなものをやるということになろうかと思っています。

○委員長（西口雪夫君）

機種選定小委員会が9回開催されておりますが、あなたは管理者として、資料を見ますと、第7回と最終回の第9回、2回出席されておりますが、あなたが機種選定小委員会に出席されない場合の報告はどのような形であっておりますか。

○証人（吉次邦夫君）

直接的にはそう再々はございませんですね。基本的にはもう小委員会のほうで色々討議をしておられました。そんなことで、しょっちゅうはございません。

○委員長（西口雪夫君）

事務局長からの報告はなかったということですね。

○証人（吉次邦夫君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

はい、わかりました。

機種選定小委員会が平成11年の7月13日に第1回が開催されておりますが、採用が見込める5方式の中にガス化改質式が入っておりますけれども、採用の条件として、100t以上の実稼働施設の建設実績があること、または受注実績があることだったと思いますが、この時点でガス化改質の会社の中でこの条件をクリアできる会社がありましたか。もしあるとすればどこと

どこだったと思いますか。

○証人（吉次邦夫君）

その辺私詳細にわかりません。

○委員長（西口雪夫君）

多分これ私調査した中で、まだこの時点では100t以上の稼働実績、または受注実績が、このガス化改質式の会社の中、三菱マテリアルと川崎製鉄さんの2社なんですけれども、多分なかったとっております。

では、次に第1回機種選定小委員会の共通意見として次の3項目が確認されてあります。「1、今までの実績を重視して選定してはどうか。」「2、今回の施設を実証炉としたいくない。」「3、入札で業者の決定を行う。」とありますけれども、この意味合いはどんなことでしょうか。

○証人（吉次邦夫君）

私は小委員会には入っておりませんからよくわかりません。

○委員長（西口雪夫君）

ここでの共通意見ということでございますけれども、これは4名全員の意見と理解してよろしいですね、委員の方の。

○証人（吉次邦夫君）

そうですね。

○委員長（西口雪夫君）

採用が見込める方式としてガス化改質式が対象に含めてありますけれども、ここの1番と2番ですね、実績を重視して選定してはどうか、実証炉としたいくないという意見との兼ね合いが全く違うんですけれども、お聞かせいただきたいと思います。

○証人（吉次邦夫君）

その辺につきましても、私は詳細にわかりません。

○委員長（西口雪夫君）

ああ、そうですか。

○証人（吉次邦夫君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

それでは、次に第2回機種選定小委員会で機種の選定にはもう少し時間を費やすべきとのことで、10月に視察研修を終え、10月末までに機種選定をしたいと確認されておりますが、千葉の川崎製鉄所の実証炉の完成が9月だったわけなんですけれども、これを考慮されてのことだったのでしょうか。

○証人（吉次邦夫君）

その辺よくわかりません。

○委員長（西口雪夫君）

ああ、そうですか。千葉の川崎製鉄がちょうど9月に完成しているわけなんですね。ですから、これを考慮されてのことだったのかなと委員会としては思っているんですけども。

じゃ、次行きますね。

第4回機種選定小委員会が平成11年11月5日に開催され、委員長報告として、ガス化改質式の施設を視察、報告とありますが、このときの視察は、提出資料を私たちが調査しましたところ、機種選定小委員会の正式な視察に載っておりません。この視察はどういう位置づけ、趣旨で行われたのか、また、この視察は管理者からの指示だったのでしょうか。

○証人（吉次邦夫君）

いや、わかりません。

○委員長（西口雪夫君）

じゃ、機種選定小委員長、吉岡さんが個人で行かれたと理解してよろしいのでしょうか。

○証人（吉次邦夫君）

私はどういう意味かわかりません。

○委員長（西口雪夫君）

これですね、実際、後で資料を提出しますけれども、7回委員会で視察があっているんですね。ところが、この委員長の視察はこの川崎製鉄には載っていないんですよ。それで、これはどういった視察だったのかなと思ってお聞きしているんですけども、全く覚えございませんか。

○証人（吉次邦夫君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

では、次行きますね。

ガス化改質式の会社の中には、先ほど言いました三菱マテリアル株式会社と川崎製鉄の2社がありますが、このときはどちらを視察されてこられたと思いますか。

○証人（吉次邦夫君）

いいえ、私全然わかりません。

○委員長（西口雪夫君）

管理者に全然報告なかったんですか。

○証人（吉次邦夫君）

そうです。あっていないと思います。覚えていません。

○委員長（西口雪夫君）

ああ、そうですか。

委員長報告としてここに書いてありますけれども、実証炉だが、処理能力が1日300tあると。実証試験後も処理施設として稼働するというので、選考対象としていいのではないかとの報告がなされておりますけれども、これも管理者に報告なかったんですか。

○証人（吉次邦夫君）

第4回ですか。

○委員長（西口雪夫君）

はい、第4回を見ていただきたいと思います。

○証人（吉次邦夫君）

第4回のは、これは副管理者会で話があったんじゃないでしょうかね。そのときはもちろん私も出席して。

○委員長（西口雪夫君）

これ委員会の中で委員長報告としてあっているんですね。ですから、これが正式な視察じゃなくて、委員長が独自に行かれた視察でこれだけの判断をされてよかったのかなと私は思うんですけども、管理者に報告はなかったということですよ。

○証人（吉次邦夫君）

ええ、そうですね。

○委員長（西口雪夫君）

ああ、そうですか。ちょっとおかしいな。

○証人（吉次邦夫君）

私はよく覚えていません。

○委員長（西口雪夫君）

では、次行きますね。

機種を選考基準の3項目、ここにありますね。第4回ですね、右側です。第4回の黒く囲ってあるところです。第4回の右側です。選考基準として、「1、同一会社でストーカ、1日100t以上プラス溶融炉の実績が既にある会社であること。」「2、直接溶融炉で1日100t以上の実績が既にある会社であること。」「3、ガス化改質式の会社。」として決定されて、委員会の決定事項を管理者に報告するとありますが、このときはこういった形で報告がありましたか。

○証人（吉次邦夫君）

いや、報告とありましたね。しかし、私記憶にありません。

○委員長（西口雪夫君）

はい、わかりました。



選考基準のさきの2項目はいずれも実績があることとされております。第1回の機種選定小委員会で実証炉にしたいと決定していたにも係わらず、選考基準に実績がない会社が挙がってきたことに対し、どのようにお考えになりましたか。

○証人（吉次邦夫君）

よくわかりません。

○委員長（西口雪夫君）

そのときは実績かれこれは考えられませんでしたか。

○証人（吉次邦夫君）

いや、記憶ないですね。

○委員長（西口雪夫君）

そうですか。

今回、6社が入札に入っているんですけども、川崎製鉄のみが実績が全くなかったんですね。その辺は管理者もご存じだったかと思えますけれども、ご存じなかったですか。

○証人（吉次邦夫君）

そうですね、記憶ありません。

○委員長（西口雪夫君）

じゃ、次に行きますね。

書記、証人に甲第37号証の2、4、5を提示してください。先ほどの視察報告書なんですけれども。

（証人へ甲第37号証の2、4、5を提示）

○委員長（西口雪夫君）

甲第37号証の2と4、5に管理者として視察に行かれていますね。これ視察、私調査しましたところ、全部で7回機種選定小委員会では視察をされておりますけれども、この間、管理者としては3回行かれています。1回目が平成11年8月2日から5日まで、このときは大宮市西部環境センターほか3カ所ですね。次に2回目が、これ甲第37号証の4を見てください。そのときに平成11年10月7日から8日まで、愛知県尾張旭市晴丘センターほか1カ所、3回目が甲第37号証の5ですけれども、平成12年1月17日から19日まで、このときに浦和市大崎工場関連視察、川崎製鉄千葉製鉄所、龍ヶ崎地方塵芥処理組合、東埼玉資源環境組合の4カ所に行かれています。前の2回の視察は管理者と機種選定小委員会4名と事務局での視察だったんですけれども、この3回目の川崎製鉄千葉製鉄所ほか3カ所の視察の際には、小浜町長の松藤さんお一人が欠席の中、総勢20名でこれ視察研修が行われているんですけれども、何かこれは重きがあったんでしょ

うか。特別に大勢で行かれていますけれども。

○証人（吉次邦夫君）

これは12年の1月ですか。

○委員長（西口雪夫君）

はい。

○証人（吉次邦夫君）

その前に、もう11年の末ごろ、ほぼ用地の選定が終わって、そして基本計画とか、そういったものが大体出来上がったときでございますから、一応全員で行こうかということになったんだと思います。私もこれは参加しております。

○委員長（西口雪夫君）

このとき、吉次証人は川崎製鉄所は見られたんですか。

○証人（吉次邦夫君）

見ました。

○委員長（西口雪夫君）

これ資料を見ますと、翌日の18日にお一人お帰りになっているんですね。365便の13時40分でお一人お帰りになっておるんですけども。

○証人（吉次邦夫君）

川崎製鉄は行きました。あとはちょっと記憶ありませんが、帰ったんですかね。

○委員長（西口雪夫君）

行かれましたね。

○証人（吉次邦夫君）

どっちな、ようわかりません。

○委員長（西口雪夫君）

この機種選定小委員会での視察以外に川崎製鉄千葉製鉄所に行かれたことがあるんですか。1回限りですか。

○証人（吉次邦夫君）

行っていません。

○委員長（西口雪夫君）

1回きりですね。

○証人（吉次邦夫君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

そのとき、初めて見られてどういった印象を持たれましたか。

○証人（吉次邦夫君）

そうですね、そのときは非常に順調にいつているような気がいたしました。

○委員長（西口雪夫君）

当時は発電もします、自転車も溶かします、夢の溶融炉のようなお話があったんですね。やはりそういう印象を受けましたか。

○証人（吉次邦夫君）

よくそのころの記憶はわかりません。ただ、順調に焼却炉が立ち上がっているような気がいたしました。

○委員長（西口雪夫君）

他の焼却炉と比べられて、どういった印象を受けましたか。

○証人（吉次邦夫君）

そうですね、大体それぞれよくやっているんじゃないかと思えますけれども。

○委員長（西口雪夫君）

では、次、第7回をちょっと見てください。第7回機種選定小委員会が平成12年10月13日、グランドパレスで開催をされておりますけれども、このときは管理者出席とされていますね。出席されていますね。

○証人（吉次邦夫君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

この日の会議でストーカ炉プラス灰溶融方式と熱分解ガス化溶融炉方式が比較検討され、今回の整備計画書提出については熱分解ガス化溶融炉方式に方式が決定されたとありますが、もうほぼこの会議で方式が決定されたと理解してよろしいんですね。

○証人（吉次邦夫君）

そうですね、そういうことです。

○委員長（西口雪夫君）

私はまだそのときは議員になって1期目なんですけれども、当時、最初はストーカ炉でずっと話が進みよったと。そして途中で急にガス改質化溶融方式に変わったという話も受けたんですけれども、もうだんだんだんだんやっぱりその段階に来たんですかね。

○証人（吉次邦夫君）

そうですね。結局、ダイオキシン対策というのが主眼でございましたからね、そういったことで、そのダイオキシン対策でいいのがあればということもあったのではないのでしょうかね。

○委員長（西口雪夫君）

はい、わかりました。

書記、甲第36号証の8、最後の2ページ、平成10年8月26日の環境新聞の提示をお願いします。

(証人へ甲第36号証の8を提示)

○委員長(西口雪夫君)

それは、第8回の機種選定小委員会で提出されました資料なんですけれども、ガス化溶融炉全体の問題点として、ドイツのシーメンス社の熱分解高温溶融炉、ガス化溶融炉が1998年、平成10年に事故を起こしている新聞記事で紹介されておりましたが、管理者へはこの記事の報告はありましたか。

○証人(吉次邦夫君)

あったと思いますけれども、もう忘れて記憶はありません。

○委員長(西口雪夫君)

かなり古いことですからね。

○証人(吉次邦夫君)

はい。

○委員長(西口雪夫君)

これ記事をちょっと紹介させてもらいますけれども、記事の内容は、「ドイツ、シーメンス社のガス化溶融炉が平成10年8月中旬にガス漏れ事故を起こしていることがわかった。シーメンス社のガス化溶融技術は、わが国では三井造船が導入をしており、すでに福岡県八女市と愛知県豊橋市が設置を進めている。このため厚生省では自治体に対し、今回の事故原因を確認するよう求めている。この事故の影響で、豊橋市では18日の市議会で承認されるはずだった三井造船との本契約を延期。市民や市議会議員から、今回の事故でガス化溶融炉の安全性が壊れたという声も強いため、同市では近日中にドイツへ調査団を派遣して事故原因などの情報を収集することになっている。一方、同社と本契約を済ませ、施設の建設を進めている八女市では、焼却炉の運転管理上の問題なのか、機械的トラブルなのか、バイエルン州政府による原因究明の結果が出なければ判断できない。自治体は事故原因などの情報をよく調べて適切に対応してほしい。」という記事でございますけれども、この件に対して調査をされたということは覚えございませんね。

○証人(吉次邦夫君)

ええ、そうですね。これは小委員会か事務局で調べられたと思いますけれども、具体的行ってまではどうでしょうかね、していないと思いますが。

○委員長(西口雪夫君)

次に、日本ではガス化改質式を採用されている会社は、先ほど言いました旧川崎製鉄所さんと三菱マテリアルさんの2社でしたけれども、平成10年10月に川崎製鉄所から三菱マテリアルさんへサブライセンス供与契約が行

われております。三菱マテリアルさんが建築された施設は青森県むつ市の下北地域広域環境組合の1カ所なんですけれども、この青森県むつ市の下北地域広域環境組合の施設が試験運転中の平成14年11月2日に爆発事故をしておりますけれども、この爆発事故はご存じだったですか。

○証人（吉次邦夫君）

はい、それは聞いた記憶があります。

○委員長（西口雪夫君）

これが平成14年11月2日と言えば、入札が平成14年10月30日なんです。4日後なんです。本契約が14年11月7日ですから、その後に本契約しているんですけれども、そのとき、本契約をちょっと延ばしてでも調査をしようということはありませんでしたか。同じガス化サーモセレクト方式なんですけれども。

○証人（吉次邦夫君）

それはありませんでした。調査は、何か調べてはおったと思いますけれども。

○委員長（西口雪夫君）

私もこのときしっかり調査されておれば、もう少し本契約を延期しながらもいろんな情報収集できると思ったんですけれども、されるべきじゃなかったかなと思います。

では、次に甲第22号証、組合議会議事録の平成15年第1回、ページ6から8の提示をお願いします。甲第22号証です。

（証人へ甲第22号証を提示）

○委員長（西口雪夫君）

こう見ながら質問させてもらいたいと思いますけれども、環境問題のフリーライターの津川敬氏はご存じでしょうか。

○証人（吉次邦夫君）

はい、名前は聞いたことがあります。

○委員長（西口雪夫君）

その議事録は、平成15年第1回の組合議会定例会において、古川利光議員が津川敬氏のサーモセレクト方式に対する批判に絡んで質問されております。そのときの管理者の答弁は、彼が「川崎製鉄が売り込むごみ焼却炉の欠陥」と題しまして、平成13年2月2日号の「週刊金曜日」という雑誌に批判文が載せてあります。「川崎製鉄に、機器に関して抗議や訴訟は考えないか」と尋ねたところ、「一切無視しているとのことのように。」と答弁をされております。この「週刊金曜日」の記事は実際読まれましたか。

○証人（吉次邦夫君）

うーん、読んだと思いますけれども、全然記憶にないですね。

○委員長（西口雪夫君）

もう記憶ないですか。

○証人（吉次邦夫君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

私も実はこの「週刊金曜日」、平成13年2月2日号ですので、かなり経っておりますけれども、先だって電話をしまして、もし記事があったら送ってもらえんかと言いましたところ、ファクスで送ってもらいました。それで私もちょっと読ませていただいて、少し紹介させてもらいますけれども、「川崎製鉄が売り込むごみ焼却炉の欠陥」、この記事の内容は、「この技術は川崎製鉄所のオリジナルではない。1990年代の初め、石炭を蒸し焼きにしてガスを製造していたサーモセレクト社がこの技術をごみ処理に応用する。これがこのサーモセレクト方式であり、97年、川崎製鉄は同社と技術供与契約を結んだ。そのサーモセレクト社は99年3月、ドイツのカールスルーエ市に1日当たり720tのごみ処理能力を持つ巨大な工場を稼働させた。しかし、本家カールスルーエへのプラントは試験運転開始から2000年10月までの約1年半、たび重なる事故や故障に振り回されているのである。最初の事故は99年3月の試運転直後、熱交換器などを工場各部に置き、十分な運転能力が発揮できなかった。そして最大の事故は99年12月、炉壁の耐火レンガが広い面積にわたって崩落をした。鋼鉄で被覆された炉底部にもひび割れが起き、その交換を余儀なくされた。2000年9月、サーモセレクト炉を導入予定だったスイスでは導入を中止された。新型炉の導入を計画している自治体はマイナス情報を得てから導入を決定してほしい。また、マイナス情報は積極的に公開されるドイツのような仕組みづくりが何よりも急務である。」といった記事でございまして、たび重なる事故や故障に振り回された状況は、本格稼働しました本施設と全く状況は同じでございまして、

津川氏の批判記事そのものも実際にあったことを記事にされておまして、川崎製鉄としても抗議や訴訟はできなかったと思います。当組合としてももっと慎重に調査されるべきだったと思いますが、いかがですか。

○証人（吉次邦夫君）

小委員会のほうで調べたとは思いますが、

○委員長（西口雪夫君）

管理者には全然こういった報告はなかったですか。

○証人（吉次邦夫君）

私はたしか見たことは見たと思いますが、全然記憶にございません。

**○委員長（西口雪夫君）**

当時の課長であった重野さんにお話を聞きましたら、会社のほうにどうなっておるとかとお聞きしたと。会社はですね、聞かれば、いや、大丈夫ですよ、大したことありませんよと言うのが当然と思うんですね。やはり組合自体で徹底した調査をされるべきだったと思いますけれども。

では、次行きますね。

甲第1号証の3、14ページ、川崎製鉄から出されたサーモセレクト方式の資料の提示をお願いします。

（証人へ甲第1号証の3を提示）

**○委員長（西口雪夫君）**

右側ですね。当時の川崎製鉄から出された資料なんですけれども、環境先進国ドイツで実績を上げているサーモセレクト方式とありまして、「世界でいち早くごみ処理問題について、総合的に取り組みを始めたドイツ。行政と民間が試行を繰り返しながら、現在も理想的な循環型社会実現のために、数々のトライをしています。」とありますね。「そのドイツが次世代型の廃棄物処理システムとして選択したのが、サーモセレクト方式。すでにドイツ国内4カ所で採用されている」とありますね。そこに文章ございます。そしてその右にカールスルーエの写真がございまして、大きい工場の写真がありますが、一番右の地図に、サーモセレクト方式の所在地の地図であります。右側ですね。稼働中としてカールスルーエ、建設中としてアンスバッハ、そしてスイスのティチーノですね、承認待ちとしてドイツのハナウとヘルテンとありますけど、これ平成12年か13年ですね。これ入札は平成14年の10月30日ですが、その時点でこの5つの施設の状況把握はできておられましたか、組合としては。

**○証人（吉次邦夫君）**

その時点でどうでしょうかね、そこまでは私ようわかりません。

**○委員長（西口雪夫君）**

ああ、そうですか。実は入札の既に2年前です。平成12年8月にドイツのハナウが認可差し止めですね。その1カ月後の平成12年9月に、先ほどのスイスのティチーノがキャンセル、平成13年6月にドイツのアンスバッハが契約破棄されております。

さきに述べましたドイツのシーメンス社の事故の際に、豊橋市ではすぐに調査団をドイツに派遣されているんですね。これサーモセレクト方式、ドイツでこれを川崎製鉄が業務契約して導入したわけなんですけれども、やはりこれは徹底して、スイスとかドイツであちこちでキャンセルがあつておると、契約破棄があつておるといふことは、140億円もの金を投資して、ここで

たまたま入札140億円やったんですけれども、当時百五、六十億円掛るかなと言われておった金ですね。これだけの大金を投資しての施設ですから、もっと慎重に調査されるべきだったと思います。

それでは、次に甲第36号証の8、最後のページ、入っているかな。ちょっとあけてみてください。

(証人へ甲第36号証の8を提示)

#### ○委員長（西口雪夫君）

これも第8回の機種選定小委員会に提出をされた記事でございます。花嶋正孝福岡大教授がガス化溶融炉に対して指摘をされております。この記事の内容は、「1、リサイクルの目的は資源循環であり、ガス化溶融炉には疑問あり。」「2、社会全体がダイオキシン対策に振り回されて、何が何でもガス化溶融炉、という風潮になっているのが気にかかる。」「3、ガス化溶融炉は現時点では実績がない。」「4、データもいわゆる一流のエンジニアが試験して運転して得られたチャンピオンデータである。」次に、「実用段階で運用されたとき、同様のデータになる保証はない。国を挙げて進めているガス化溶融炉を支える社会システムには疑問がある。容器包装リサイクル法により、プラスチックなどを分別して取り除いたらガス化がうまくいかないだろう。地方都市では溶融炉の能力を満たすため広域からごみを集める必要があり、処理、運送コストも高くつき自治体の負担が増える。連続してよく管理されたストーカ炉なら30年以上の実績があり、技術レベルも確立している。」と。この指摘に対しまして、小委員会はどのように受けとめ対応したのでしょうかと証人尋問の中で吉岡機種選定委員長にお聞きしましたら、色んな考えの方がおられて、反対される方がおられるというようなお話だったんですけれども、本格稼働しました今の状況を見ますと、この指摘がまさに当たっているように思えるんですけれども、管理者として今、こういった指摘を見られてどのように思われますか。

#### ○証人（吉次邦夫君）

そうですね、この記事は私は余り記憶にないですね。当時、ダイオキシン対策というふうなことで、しかも、ダイオキシン対策というのは、ある程度ごみを100t以上の炉でやらないとダイオキシンが発生するというようなこと、毎日24時間連続して燃やしますので、そういった意味では非常に強い炉でなければならないということもございまして、小委員会でも色々と論議はされたと思いますけれども、そういった次世代型の焼却炉というふうなことで、結局は小委員会としてはそのように加えられたものじゃないかというふうに思っております。

#### ○委員長（西口雪夫君）



確かに当時ダイオキシンが一番大きな問題であって、川崎製鉄さんが出された資料を見ますと、非常にコストも安くて済むといったことが言われておるんですが、実際稼働したらかなりコストが倍も3倍も掛るといったことを、今、市民の皆さんがおかしいじゃないかといったことを言われておるんですけれども。

次に、甲第38号証のページ4と5、平成14年第2回組合議会の定例会全員協議会を提示してください。出せますかね。お願いします。今、出します。

(証人へ甲第38号証を提示)

**○委員長（西口雪夫君）**

これは、平成14年8月27日、第9回の委員会が終わった後にすぐ開かれている組合議会全員協議会で機種選定小委員長の報告がっております。報告の内容は、具体的に両社を比較してみますと、ストーカ炉プラス灰溶融炉方式よりも熱分解ガス化溶融方式のほうが、試算によりますと、建設費で約95%、運転経費で約80%、合計で約91%の安価となっております。金額にしますと、建設費で約17億円、年間の運転経費で約1億円の差となり、15年間の平均では年間約2億円程度熱分解ガス化溶融炉方式が安くなるという数字が出ております。

もう1つ、電力においてもストーカ炉プラス灰溶融炉方式は、発電量2,350kw時に対しまして施設消費電力が2,389kw時、売電できません。これに対しまして熱分解ガス化溶融方式では、発電量3,040kw時に対しまして施設消費電力2,070kw、約600kwの差ですね。売電できるようになっております。こういったことを見て、熱分解ガス化溶融方式が有利でありますと言っています。こういった比較検討の結果、総合的に判断し選定いたしましたという報告でしたが、これでほとんどもうそのときは承認されたと見てよろしいのでしょうか。

**○証人（吉次邦夫君）**

はい、そうです。

**○委員長（西口雪夫君）**

この組合に提示された資料では、今日ちょっと出しませんが、ランニングコスト面では廃棄物の持つエネルギーで溶融が可能のため、新たな熱源は必要とせずと、外部エネルギーは不要ですといった資料が提出されております。また、電気に至っては発電効率の高いガスエンジン1,500kw5基据えております。発電効率が30%以上ということで、余った電気は売電していいですよといった資料が提出されておったんですけれども、実際、稼働しました平成17年度から19年度の応札条件との提示額と比較し

まして、電気で7.89倍から12.8倍、LNG天然ガスで5倍から5.81倍もの経費が掛っている現状についてどのように思われますか。

○証人（吉次邦夫君）

結局、非常に我々期待したんですけれども、期待外れですね、そう思います。だから、そういった意味では、やっぱりきちっと会社も対応しなければならないというふうに私は思っております。

○委員長（西口雪夫君）

やはりこれ実績を重視されて選定されていればここまでの差はなかったと思うんですね。また後でお聞きしますけれども。

次に、入札についてお聞きしたいと思いますけれども、先ほど委員長報告の甲第38号証のページ4の後に質疑があっております。大我喜代志議員が、「この組合が立ち上がった早い時期に怪文書というか、怪情報が流れました。」と。「各町の議会筋にもそのような文書が届いております。」と、「蛇足ながら、怪文書は管理者、諫早市長に不名誉なことですが、名指しでした。諫早市長がある業者と結託して、もう既に業者を決めているような内容でした。」という質問がされております。そこにですね。答弁で管理者は、「私が既に業者と決めていると、そういったことは決してありません。」と、「これは何も清廉潔白でございますから、業者というのは当然競争入札をして決めるわけでございます。最初から業者を決めているということは決してございません」と答弁されておりますが、後で入札された業者がこの業者と同じだったと思いますが、これについてどう思われますか。

○証人（吉次邦夫君）

もうそれは私ここで言うておりますように、もう清廉潔白です。淡々と入札は執行したわけです。

○委員長（西口雪夫君）

はい、わかりました。

それでは、入札についてお聞かせいただきます。平成14年8月12日に第9回機種選定小委員会で熱分解ガス化溶融炉方式に決定をされまして、10月11日に指名審査委員会において指名業者6社が決定をされて、指名審査委員会のメンバーに機種選定小委員会の委員のほかに、千々石の床井町長ですか、あと愛野の松浦町長が入っておられますが、これはどこで指名審査委員会は決められるのでしょうか。これ副管理者会ですか。

○証人（吉次邦夫君）

いいえ、これは管理者が指名します。

○委員長（西口雪夫君）

指名されますか。

○証人（吉次邦夫君）

はい。それはたしか機種選定小委員会のメンバーと用地の小委員会のメンバーの委員長と副委員長といたしましょうか、お二人を入れて指名審査委員会というのを作ったと思います。その指名審査委員会の中の委員長はお互いの互選だというふうに思っておりますが。

以上です。

○委員長（西口雪夫君）

この指名審査委員会の中で、指名業者6社の中で、先ほど言いましたように、川崎製鉄のみが平成13年度まで受注実績がなかったことだったんですね。これに対して問題はありませんでしたか。何か意見ございませんでしたか。

○証人（吉次邦夫君）

別にそんなこと聞きません。

○委員長（西口雪夫君）

じゃ、皆さんはもう提出された資料を見られて、ああ、これはすごい溶融施設ばいなということでもう理解されたと理解していいですかね。そういうふうに。

○証人（吉次邦夫君）

そうですね。

○委員長（西口雪夫君）

それでは、次行きますね。

ガス化溶融炉を含めまして、ガス化溶融方式のシャフト炉式、流動床式、キルン式、6社を指名し入札を行い、その中から川崎製鉄が落札をされたわけですが、私こう当時の議事録を見ますと、どのタイプも稼働または受注の実績があり、十分に安全が確保され、信用に足るメーカーのみを選定されたと証言されていますけど、そういった心づもりだったのでしょうか。

○証人（吉次邦夫君）

はい、そうだと思います。

○委員長（西口雪夫君）

10月30日に予定価格調書作成が行われて入札が執行されております。設計額が182億8,029万7,000円、予定価格が162億6,947万円、最低制限価格が138億2,905万円となっております。この予定価格の調書作成と最低制限価格の決定はどういう場、またどういうメンバーで行われたのでしょうか。

○証人（吉次邦夫君）

それは決定したのは管理者でございます。管理者が決定しました。

○委員長（西口雪夫君）

管理者1人でこれは決められたんですか。

○証人（吉次邦夫君）

はい。それは、事務局のほうからある程度の数字は挙げてもらって、その中から私が選定しました。

○委員長（西口雪夫君）

ほかには副管理者会からどなたも参加がなかった。事務局もそれにはタッチしていないと。管理者のみと理解してよろしいですね。

○証人（吉次邦夫君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

その最低制限価格を設定すること自体について、管理者として、その必要性、合理性が私はあったのかなと思うんですけれども、ほかの副管理者会の皆さん方からは、これに対しては意見はございませんでしたか。

○証人（吉次邦夫君）

いいえ、特にありません。

○委員長（西口雪夫君）

じゃ、その決定は自分でされたと。その日が11月30日、朝からここで決定されたんですか。

○証人（吉次邦夫君）

はい、ここでしました。その日の入札の直前にこの場所に来まして、事務局の会議室ですかね、私が決めまして、入札の直前に書きまして、そして決定した。

○委員長（西口雪夫君）

ほかにはこのことを知っている方はだれもおらなかったですか。

○証人（吉次邦夫君）

そうですね、だれもおりません。

○委員長（西口雪夫君）

入札の結果を見ますと、日本鋼管が143億5,000万円、川崎製鉄さんが140億円、荏原製作所が135億7,150万円、日立造船が134億2,500万円、タクマが122億6,000万円、新日本製鉄が121億円で提示をされまして、最低制限価格が138億2,905万円ということで、140億円を提示された川崎製鉄が落札されていますね。これ間違いないですね、当時。

先ほど、その議事録を見ましても、信用に足るメーカーのみを選定されておったと議事録でもこう私は見受けしたんですけれども、それだけ信用に足

るメーカーのみでしたら、最低制限価格の設定は必要なかったんじゃないですか、どうですか。

**○証人（吉次邦夫君）**

最低制限価格は予定価格でございますが、設計額から一応この予定価格を決めて、それと併せて、最低制限価格というのは、一応地方自治法の中にもございますし、そしてまた、余り安くても品質の問題もありますし、だから、そういうふうなことを色々と勘案いたしまして、最終的に決定したわけでございます。

**○委員長（西口雪夫君）**

実際、入札の結果を見ますとね、一番上が日本鋼管ですね、そして川崎製鉄ですね。この2社はもうそのときに合併の話が進んでいたですね。次年度の平成15年の4月1日にはもう合併をされておりますね。あとは皆さん落選なんですね。ドボンされているわけですよ。それで、これ私も議事録を見ましたら、色んな議員の方が、本当にそれ必要あったとかと。121億円も、19億円違うじゃなかかと、26万人の税金がね、本当に19億円無駄になったはずですよと、こう指摘をされております。私も実際、世界一流と評価されている新日本製鉄を初め、入札に参加された業者すべて超一流企業ですね。これで本当に果たして最低制限価格が必要だったのかなといった気は今でも持つんですけれども、それに対してもう1回お聞かせください。

**○証人（吉次邦夫君）**

そうですね、やっぱりこの焼却施設そのものが土木、建築、電気、機械、配管とか、非常に工種がたくさんございますし、色んなことを考えた場合、やっぱり最低制限価格を設けてきちっとした良質な、しかも、耐久性のあるそういった施設を造ったほうがいいというふうなことで最低制限価格を設けたわけでございます。

**○委員長（西口雪夫君）**

ここに私手元にガス化改質溶融方式の施設建設実績表と、平成17年3月末調べの資料があるんですけれども、140億円で落札された川崎製鉄のガス化改質式、これは本組合と埼玉、岡山、徳島、この4カ所ですね。あと三菱マテリアルさんが造られた青森県むつ市の広域環境組合、5カ所なんですけれども、一方で、平成17年度、これその後全然受注があっておりません。実際、平成17年度以降受注はあっておりません。逆に121億円で失格されました新日本製鉄は受注が昭和52年からあっております。そして供用開始が昭和54年から平成21年度まで全国で23カ所、この業界ではトップなんですね。一番の実績を持っておられるんですよ。一番実績があった新日本製鉄が落ちて、その施設が少しおかしいなら幾らかわかりますけれども、

一番高かった140億円の施設がこんなトラブルを起こして、いまだコスト性能が満たされていないという現状を見られて、私は本当にこの最低制限価格を設定された合理性がどこにあったのかと思うんですけれども、もう一度その辺を、合理性あったんですか。

○証人（吉次邦夫君）

それは、最低制限価格は、先ほどもご説明いたしましたように、やっぱり良質で、つまり安かろう悪かろうですね、そういったことでも困りますんで、そういった意味で最低制限価格を設けたわけでごさいます、もちろんこれに応札した会社がすべて一流の会社でありますね。その中から私は淡々とこの入札を執行し、そして川崎製鉄が落札というふうなことです。

○委員長（西口雪夫君）

私は今でも思うんですけれども、これだけ6社の中で超一流企業だけが入札に参加された中で、本当に最低制限価格がなかったら、121億円の新日本製鉄さんが落札されてですよ、19億円の金ですよ。おまけに一番実績がある、こういった裁判まで至っていないと思うんですよ、もしかしたらですね。今改めて思うんですけど、本当にこの最低制限価格が当時必要だったのかなと今でも不思議に思います。

ここで、休憩をとって、次、11時からまた委員会を再開します。10分間休憩をとります。

（午前10時50分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○委員長（西口雪夫君）

休憩前に続きまして、委員会を再開させていただきます。

先ほどから機種選定から入札につきましてお聞きをしました。これは次に、本格稼働しまして、かなりのトラブルがずっとあったんですけれども、それについてお聞かせいただきたいと思います。

本格稼働は平成17年の4月1日からしたわけですがけれども、本格稼働に先立ちまして、平成16年の10月8日から試運転が開始をされまして、12月4日に火入れ式、平成17年2月21日から3月9日まで予備性能試験、3月17日から3月20日まで引渡性能試験が行われまして、試験の結果は合格の報告があったと思います。平成14年11月2日から約2年半の年月をかけて完成したわけですがけれども、この引渡性能試験が合格という報告を受けたときのお気持ちをまずお聞かせいただきたいと思います。

○証人（吉次邦夫君）

試験合格のその時期が17年の3月ですかね。

○委員長（西口雪夫君）

そうですね。

**○証人（吉次邦夫君）**

ちょうどそのとき、私は市長をやめておりましたね。選挙がありまして、合併の問題で2月末まででちょうど試験の3月1日から4月9日まで是一般の市民でございましたから、直接的には報告は聞いておりません。その後で、私、また4月10日に市長になりましてからはちょっと聞きました。

**○委員長（西口雪夫君）**

どうですか、当時、建設途中、建設するまでは夢の溶融炉ですね、ダイオキシンは出さない、最終処分場も要らない、そして電気は発電して、売電いいですよと、色んないい情報だけあって、さあこれですばらしい施設が稼働するんだなといった思いだったですか、やっぱり。

**○証人（吉次邦夫君）**

そうですね、試験の結果でも、1炉100tだけれども、100tを超えて焼却できるというようなことで、実際、試験運転のときにはそういう状態もあったんでしょうね。しかし、一旦運転し始めたら、非常によくはないんですね。だから、そういった意味で、全くの期待外れですね、私はそう思います。

**○委員長（西口雪夫君）**

私も引渡性能試験の報告書を後で提示しますけれども、試験のときには303tとか311tですね、3炉運転で。2炉運転でも233tですか、能力を発揮しているんですね。ところが、本格稼働しましたら、全く能力は発揮できてないと。これはどういったことかなと、今回の証人尋問でJFEさんにお聞きしたんですよ。本当おかしいですねと。引渡性能試験が合格しておったら、動くはずでしょうといったことを強く言ったんですけれども、また建設途中の証言によっても、当時は120t、約2割ぐらゐの能力はあるですよといった話があつておつたらしいんですね。

ここで甲第19号証、さっきの陳述書をちょっと見てください。裁判の陳述書ですね。

（証人へ甲第19号証を提示）

**○委員長（西口雪夫君）**

裁判の陳述書ですね。平成22年11月2日にこれは提出されました裁判での陳述書に基づいて今から質問させていただきますけれども、陳述書によりますと、「平成17年4月1日に運転を開始したクリーンセンターは、運転開始当初からつまづきを見せ、ごみ処理の能力を発揮できませんでした。ごみ処理の状況が一向に好転しないことから、停滞は深刻な事態を招くことが予測されましたので、私は、組合事務局に命じ、毎日朝、昼、夕の3回、

ごみ処理の状況をファックスで報告させ、把握に努めました。しかし、処理能力がひどく不足する不安定な状況が続き、心配で私は夜も眠れない、安眠できなかったというのが正直な心境でした。」と述べておられますが、いま一度、当時のトラブル続きでごみ処理ができなかったときの心境をお聞かせいただきたいと思います。

○証人（吉次邦夫君）

全くそうですね、やっぱりこれは地域の住民の生活に直接係わる問題でございますから、ぴしゃっと処理能力を発揮してもらわんと困るというふうなことで、私は絶えずこの状況を見ながら、会社のほうには厳しく私はやかましく言ったというふうに思っております。

○委員長（西口雪夫君）

書記、証人に甲第40号証の1、1ページ、これ平成17年度の運転データですけれども、提示をお願いします。

（証人へ甲第40号証の1の1ページを提示）

○委員長（西口雪夫君）

中ほどに処理量のところをちょっと。17年度の4月1日からずっと処理量を提示しておりますね。その資料をちょっと見ていただきたいと思うんですけれども、初日が210tですね、一番上ですね。そして2日目が214t、3日目が209t、4日目からはぐっと減りまして167t、5日目が182t、6日目169tと能力が不足して、かつずっと不安定な状況が続いております。安定した処理能力ができない中で、処理開始5日目にしてJFEに3炉運転を要請されております。これJFEがすぐに3炉運転の要請に応じなかったのはどんな理由からだったんですか。そのときのJFEの説明はありましたか。

○証人（吉次邦夫君）

いや、それは全部このとき聞いておりません、私は。このときはちょうどいなかったんですね、私はね、5日間。

○委員長（西口雪夫君）

ああ、選挙期間中ですね。

○証人（吉次邦夫君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

いや、これ本当に先ほど言いましたように、試験運転であれだけの能力ができれば、300t燃やせば、すぐにごみは減ったんですね。

○証人（吉次邦夫君）

そうです。



○委員長（西口雪夫君）

ところが、全く処理ができておらんということで、4月14日を見てください。18mありますごみピット、あそこは40mの14mありまして、深さは18mありますね。そのごみピットから第1回目のごみが溢れ出したわけですけれども、4月15日に高田局長がJFEの大杉所長に3度目の3炉運転の要請をされまして、ようやく4月19日から3炉運転が開始をされたわけですけれども、3炉運転に入ったにも係わらず、全く能力が発揮しておりませんね。

○証人（吉次邦夫君）

そうそう。

○委員長（西口雪夫君）

それで、さらに4月26日に2回目のピットからまたごみが溢れ出したわけですけれども、この事態を見られて、管理者としてどう思われましたか。

○証人（吉次邦夫君）

これは全くだめですもんね。能力は全然、100tが100tの能力を発揮していませんからね。そういった意味で、本当に私は福岡の支社とか本社の部長にやかましく電話をした記憶がございます。何回もいたしました。

○委員長（西口雪夫君）

当時、私も議事録を全部拝見させていただいたんですけれども、亡くなった木村議員が鋭く質問されておったんですけれども、管理者の答弁が、ダイオキシンには十分に結果を出しておりますぐらいの答弁で、うまくこうされたんですけれども、甲第11号証の引渡性能試験の報告書をちょっと提示してください。

（証人へ甲第11号証を提示）

○委員長（西口雪夫君）

これが引渡性能試験、3月17日から20日までですね。16日から稼働に入っておりますけれども、その処理トン数が出ておりますけれども、先ほど言いましたように、3月16日が302tなんですね。そして3月17日は311t処理しております。そして3月20日の2炉運転でも233t処理ができていますね。ところが、先ほどの甲第40号証の17年度のあれを見ていただきますと、これが2炉運転をされた4月1日から18日までの2炉運転期間中の処理量が計画処理量240tに対しまして実績が193t、4月19日から5月20日までの3炉運転期間の処理量が計画処理量300tに対しまして、実績がわずか207tでした。これも何回も聞きますけれども、どうですか、全く信じられない、引渡性能試験の結果と実稼働したときの、10日しか、1カ月違わないんですね、日にちが。JFEさん

に聞きましたら、ごみ質が悪かった、予定以上のごみの搬入があった、メンテナンスができなかったといったことを言われるんですけども、メンテナンスはまだ必要なかったんですね、このときはですね。本格稼働したばかりで。その辺はどう思われますか。

○証人（吉次邦夫君）

まあ、そういうことですね。だから、途中で補修みたいなのはいつでしたかね、これが稼働してから2年ぐらいのときやりましたかね。いずれにいたしましても、この稼働の能力が低下しているんですね。本当にこれは気が気じゃないですよ、おっしゃるとおり。だから、私はそういったことで何回も申し上げた記憶がございます。

○委員長（西口雪夫君）

今回も調査した中で、元々酸素発生装置が3基こちらが要望しておったのに対しまして、能力は同じだということで2基しか据えてないと。こちらも指摘をしているんですけども、それでもいいですよということをされて、3炉運転のときに全く酸素が足らなくて、毎日10t車のタンクローリー車が何回も上っていったという話を聞いております。そして、これ元々余った電気は売電していいと言われた電気が、買電量過大の停電事故の発生、また、LNGの大量使用、本当にさまざまなトラブル発生した中で、5月9日ちょっと見ていただけますか。その5月9日を。そこに管理者がJFEにクレームを出されております。4月の実績からしてJFEの説明は信用できない。だまされたと。会社の総力を挙げて処理をしていただきたいと記録されておりますけれども、このときの話し合いはJFEのどなたとされましたか。

○証人（吉次邦夫君）

相手はちょっともう覚えていませんけれども、たしか本社の部長だと思えますけれども。

○委員長（西口雪夫君）

山田取締役ですかね。

○証人（吉次邦夫君）

山田参与にはしょっちゅう言っていましたね。

○委員長（西口雪夫君）

あと吉田さんですかね。

○証人（吉次邦夫君）

吉田さんも言っていました。あと本社はだれやったのでしょうかね、もう記憶ございません。

○委員長（西口雪夫君）

かなり本当に管理者としても相当頭に来ておられると思います。長崎市に

6月27日から8月12日まで、2,538tのごみを処理をしていただいたわけですがけれども、この140億円も掛けて次世代型と言われた最新鋭の機械を据えて、さあ今からだというときに能力を発揮できんで、他市にごみの委託をお願いせざるを得なかった当時の管理者のお気持ち、相当悔しかったと思いますが、その辺をお聞かせください。

**○証人（吉次邦夫君）**

もう全く残念でたまらんやったですね。

**○委員長（西口雪夫君）**

本当言葉に表せないぐらい、管理者として相当悔しい思いをされたと思いますけれども、証人に甲第40号証の1、6ページ、出ていますかね。それとあと甲第51号証、ごみピットからの汚水漏れの説明図と写真を提示してください。その9月5日を提示してください。

（証人へ甲第40号証の1の6ページと甲第51号証を提示）

**○委員長（西口雪夫君）**

その9月5日を見ていただきたいんですけれども、そこに9月5日、ごみピット壁から酸素PSA汚水漏れ確認とありますね。そして、9月6日のごみ処理状況報告会でJFEへごみピットへの排水投入を指摘したところ、排水の投入を認めるとありまして、9月7日、ごみピットから汚水を抜き取り、バキューム車により外部へ持ち出し、期間、数量報告なしとあります。

先ほどの写真をちょっと見てください。甲第51号証の写真を見てください。

その写真は見られたことはありますか。

**○証人（吉次邦夫君）**

これはどうやったのですかね、見たかもしれませんが、もう忘れてしまっていますけれども。

**○委員長（西口雪夫君）**

実はそれは18mのピット高がありますけれども、そこから水が溢れてきたといった写真なんですね。そして、もう1つが13.3mありますPSA式の壁から水が染みだしてきたといった写真なんですけれども、一般的に考えて、18mあるごみピットから水が出てくるということはまず考えられないと。13.3mのピットですけれども、そこまで水が入っているというのは、普通想定つかないんですけれども、これは知っておられましたか。

**○証人（吉次邦夫君）**

はい、知っていました。上のほうから溢れたということまではあれですけれども、要するに、汚水を、せつかく中継施設なんかですつと水を脱水させたのを、どうしてわざわざ持ってきて入れにゃいかんか、やかましく言いま

したね。だから、それは下水処理をしてくださいと、別のところでね、お願いしてくださいと、私、再三にわたって言いました。

**○委員長（西口雪夫君）**

今の汚水は、当時最初から確約で東部リレーセンターからの汚水は454tなんです。その分は持ってきていいですよという、ちゃんと組合も理解しておったんですね。ところが、排水処理がうまくいかなくて、結局シリカが溜まってしまったということで、もう無断で、組合に無断でピットの中に、水量でいきますと、約5,000tから6,000t近くの排水を投入したんじゃないかなといった数字がですね、入れたように今まで調査した中で出ておるんですけども、これだけの5,000tから6,000tという大量の水を入れたら、またごみは燃えないはずですね。そういったJFEの態度といたしますか、そういったあれに対してどう思われますか。

**○証人（吉次邦夫君）**

おかしいですね、全くね。だから、それはやっぱり汚水をわざわざ入れる必要はないわけですからね、それは別に下水処理をすればいいわけで、全く私はこれはわかりかねました。

**○委員長（西口雪夫君）**

それで、私たちも証人尋問の中で大杉所長に、それは組合に無断でしたんでしょうと言ったら、組合も知ったはずですよと言われるとばってん、本当ですかと言ったら、それは本当とは言えませんね。わかっただけです、わかっただけです、だれに言いましたかと言っても、その名前が出てこないんですね。ですから、無断で多分入れたと思うんですけども、この会社の体質について、私はちょっと怒りを覚えますね。

では、次に、甲第13号証の3ページ、甲第19号証はもう提示していませんか。甲第19号証はもう提示してありますか。そこはちょっと書記、提示をしてください。3ページ。

（証人へ甲第13号証の3ページと甲第19号証の3ページを提示）

**○委員長（西口雪夫君）**

陳述書の中で、用役についても発電量が少なく、また、LNGの使用量がかなり多かったことなどから、能力を発揮できておらず、もしかしたら欠陥施設ではないかと思っていましたとありますけれども、いつごろから欠陥施設ではないかと思われましたか。

**○証人（吉次邦夫君）**

そうですね、いつごろからというのはわかりませんが、そんな気がいたしました。

**○委員長（西口雪夫君）**

ただ、当時の議事録、私は議員じゃなかったものですから、議事録を見せていただきますと、やっぱり答弁の中では少しJFEさんをかばうような、ダイオキシンは十分に達成していますのでといった答弁で、欠陥ということは一切出てこなかったように思いますけれども、その辺はどういったあれがあったんですか。

**○証人（吉次邦夫君）**

それはやっぱり議会であれしますと、議会の皆さん方が心配されるし、また、住民も不安があって心配されるだろうというようなことで、そちらのほうではまあまあこう言ったら語弊がございますが、厳しく会社のことを言うわけにいかんなどと思って、それからまた、実際の運転については、会社のほうでやっておりますから、その辺のこともありますし、しかし、内輪では頭に来ているから、やかましばかり言っているわけですね。そんなことでございまして、表向きはあんまりがたがた言うわけいかんなど、そういうふうな感じでした。

**○委員長（西口雪夫君）**

議事録を見る限りでは、何か少しかばっていらっしゃるのかなといった受け取りがあるんですね、実際ですね。

**○証人（吉次邦夫君）**

かばってはおりません。

**○委員長（西口雪夫君）**

2ページに平成17年度から平成18年度にかけて折々JFEの九州支店長や本社部長らに対し、処理能力の向上について何度も電話で対策を要請したとありますけれども、そういったときの向こうのJFEの対応ですね、返答はどうやったですか。

**○証人（吉次邦夫君）**

そうですね、努力いたします。何とかやります。というような、それはそんな返答が来るわけですね。私は場合によったら実績表をそのまま積み重ねていましたから、これは本社に行って社長の前でばらまいてくるぞと、そこまでやかまし言ったことがありますけどね。

**○委員長（西口雪夫君）**

後で聞こうと思っていたんですけれども、書類を本社に行ったらばらまくぞと言われたと、かなり怒っていらっしゃいますけれども、多分そのときは、これ資料を見ますと、平成19年1月12日ですね、JFEの山田事業部参与と吉田環境リサイクル部長ですか、諫早市に来庁されて、そのとき、うちの当時の事務局長の高田さんたちと一緒に会いされた中で話があったと思いますけれども、そのときの話はこういった話やったんですか。市役所での

対応されたのは。

○証人（吉次邦夫君）

何だったでしょうかね。長崎市にまたお願いせにゃいかんというようなことではなかったでしょうかね、と思います。

○委員長（西口雪夫君）

やっぱりそれもかなり許せんというような感じやったですかね。

○証人（吉次邦夫君）

はい、そうです。

○委員長（西口雪夫君）

では次に、性能保証に関する覚書について質問させてもらいますけれども、書記、甲第8号証性能保証に関する覚書と甲第10号証の変更覚書の提示をお願いします。

（証人へ甲第8号証と甲第10号証を提示）

○委員長（西口雪夫君）

実は、今回、証人尋問をしている中で、JFEの佐藤さんが思わぬ証言をされまして、私たちは4月18日に佐藤さんの証人尋問をしたんですけれども、当初覚書の日付がそれにありますように、平成14年の12月2日ですね、ちゃんと管理者の印鑑と大阪支社長ですかね、木原さんの印鑑が押してあるんですけれども、これが佐藤証人から日付が違っているという話がありまして、平成15年の暮れから16年にかけて、変更覚書と一緒に並行して協議をしておったといった話があつて、私もちょっとびっくりしたんですけれども、その辺は、管理者はどうですか、その辺は把握されておるですか。

○証人（吉次邦夫君）

いいや、知りませんでした。

○委員長（西口雪夫君）

今日この後、重野さんにまた2回目なんですけど、お呼びしまして、それをちょっとお聞きせんばけんなといったことを思っているんですけれども、もう一点、同じく佐藤証人のお話で、こちら応札条件で6億7,500万円を提示していますね。最初の応札条件で6億7,500万円を提示しましたね。6億7,500万円のできる会社のみ入札に入ってくださいということで応札条件を提示したんですけれども、そのときに各6社から年間経費内訳書が提出されましたけれども、ほとんどの会社が6億7,500万円ぎりぎりを出しているんですね。ところが、川崎製鉄所にだけ1億円近くも下げた、ようまた自信持って出されたんですかと、5億8,700万円という金額を提示されておりますけれども、よっぽど自信があつたんですかと質問しましたら、一度出したら、もう少し一段の努力をして提示しなさいと言われたとい

うことで、改めて5億8,700万円という数字を提示された。これはご存じでしたか。

○証人（吉次邦夫君）

いや、知りません。

○委員長（西口雪夫君）

全く管理者は知らない中でそういうことがあったんでしょうかね。

○証人（吉次邦夫君）

どうでしょうかね。

○委員長（西口雪夫君）

この件もまた今日ちょっとその辺を重野さんに、当時の事務局ですので、お聞かせいただかにかいけんなど思っております。

では、この覚書について質問させてもらいますけれども、施設建設の発注者と受注者の間で、この性能保証覚書を締結することは、最初、応札条件でこれは決めておりますね。

○証人（吉次邦夫君）

はい、そうです。

○委員長（西口雪夫君）

この当初の覚書と途中、平成16年の12月22日に変更覚書が締結されておるんですけれども、この関係は管理者としてどのようにお考えでしたか。

○証人（吉次邦夫君）

結局、最初の覚書の延長上でしょうね、この変更はですね。あくまでも最初の覚書ですか。最初の覚書は、さっきおっしゃったように、建設するときの契約のときの応札条件のその年間の中の経費内訳というのがありますが、それがやっぱり基だと。

○委員長（西口雪夫君）

それが保証事項とちゃんとしていましたからね。

○証人（吉次邦夫君）

そうです。

○委員長（西口雪夫君）

では、組合としては応札条件を撤回するとか、これは変更するとかいうことを、変更覚書で合意をされておるわけじゃないんですね。

○証人（吉次邦夫君）

ないです。

○委員長（西口雪夫君）

それでは、年間経費内訳書の経費総額を経費性能の上限とした当初の覚書の枠組みを外してしまうとか、JFEに有利に変更するということを変更覚

書で合意されたということはないですね。

○証人（吉次邦夫君）

ないですね。

○委員長（西口雪夫君）

あくまでも延長線上ということで理解してよろしいですね。

○証人（吉次邦夫君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

では、発注仕様書とか応札条件とかを変更覚書でなくしてしまうとか、J F Eに有利に事を運ぶということは全く意味合いとしてはないということですね。

○証人（吉次邦夫君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

裁判でごみ質が2, 000kcalより1つでも上やったり下やったらだめだと。また、ごみ量が年間80, 665tより1tでも多かったり少なかったりしたら罰則が適用されませんよといった、裁判では一点保証を主張されておったんですけれども、このことに対するお考えをお聞かせください。

○証人（吉次邦夫君）

それはあり得ないでしょうね。

○委員長（西口雪夫君）

まずあり得んですね。

○証人（吉次邦夫君）

あり得ないですね。

○委員長（西口雪夫君）

それで、管理者としてもそういうことはないだろうと。そういうお話は聞かれたことありますか。向こうから説明はなかったですね、全く。

○証人（吉次邦夫君）

いえ、それはもう私が、そうですね、訴訟を起こしたのが20年の9月からやったです。だから、そのことを直接、私聞いたことはありませんね。

○委員長（西口雪夫君）

それまでなかったですか。

○証人（吉次邦夫君）

ええ、それまでなかったような気がします。

○委員長（西口雪夫君）

結局、そういったことをJ F Eにかけたことによって、裁判に踏み切った



と理解してよろしいんですか。

○証人（吉次邦夫君）

いや。

○委員長（西口雪夫君）

裁判の中でですか、それは。

○証人（吉次邦夫君）

それは裁判の中でしょう。

○委員長（西口雪夫君）

中でですか。

○証人（吉次邦夫君）

ええ、私よくわかりませんが、たしかそうだと思いますね。その前にそんなことを言っておるんじゃないかと思いますがね。

○委員長（西口雪夫君）

これ変更が協議の中でかなりそういったことが協議されたと思いますが。

○証人（吉次邦夫君）

裁判の中でそう言われたんでしょう。だから、それはちょっとどうでしょうかね。

○委員長（西口雪夫君）

では次ですね。組合議会の答弁についてちょっと質問させていただきますけれども、先ほどの甲第19号証の3ページ、見てください。

（証人へ甲第19号証の3ページを提示）

○委員長（西口雪夫君）

本格稼働後、処理能力不足と経費の増大、さまざまなトラブル、こういった中、組合議員や市議会における議員からの施設の欠陥性について、追及も強くなっておりましたけれども、20年2月議会までは、答弁の中で、施設に欠陥があるという発言は全く控えておられたようでもありますけれども、その辺のもう一回繰り返しになりますけれども、当時の心境をお聞かせいただきたいと思います。

○証人（吉次邦夫君）

そうですね、向こうが運転につきまして受託しておりますから、その辺との兼ね合いもありますし、議会のほうでは余りその辺を言うとうろかなというふうな感じで配慮しました。

○委員長（西口雪夫君）

当時の事務局長の高田さんもちょうど同じようなことを言われたですけれども、もしかしたら撤退されるというおそれも考えられたんですか。

○証人（吉次邦夫君）

そうですね、そんなことも、向こうから、事務局も言われたんじゃないでしょうか。

○委員長（西口雪夫君）

そういったことを言われるんですかね、やっぱり事務局に。管理者には直接そういう話はなかったですね。

○証人（吉次邦夫君）

そんなのはないですね。

○委員長（西口雪夫君）

ちょうど私も議員になりまして、平成11年度からの議事録をすべて拝見をさせていただきました。平成17年度の本格稼働後は、管理者として本当意を尽くさないような答弁が多かったように思えるんですね。いつも吉次さんらしい、前の文章を見ましたら、歯切れのいい、非常にすばらしい答弁をされていたんですけども、中には先ほど言いましたように、もう後半になりますと、非常にJFEをかばったような答弁が見受けられたんですけども、裁判の中で、管理者や高田事務局長の答弁が、施設の状況は良好と肯定していたと。証拠として向こうのあれに取り入れられたということがあったそうですね、これに対してどう思われますか。

○証人（吉次邦夫君）

それはもう、全く心外ですね。それはもうだめです。会社として私はどうかと思いますよ。

○委員長（西口雪夫君）

あり得んことですかね。

それでは、総括について最後に聞かせてもらいますけれども、今まで、機種選定から入札について、また、覚書締結から変更覚書に至った経緯について、さらに本格稼働のトラブル、またJFEとの折衝についてお伺いしてまいりましたけれども、最後にこの施設を建設された管理者として、どう総括されたか、お伺いします。まず1点目に、機種選定小委員会での確認事項としまして、機種選定小委員会の答申を受け、最終的には管理者が決定することになっておりますが、当時の時代背景、特にダイオキシンの問題ですね、こういったものを考えますと、また、機種選定小委員会に提出されましたJFEさんからの、当時の川崎製鉄からの資料を見ますと、これは熱分解ガス化溶融方式、これをベストとして選定せざるを得なかったかなと思います。しかし、第1回の機種選定小委員会の確認事項として、今までの実績を重視して選定してはどうか。今回の施設を実証炉としたりたくないといった確認がされていたにも係わらず、最初から全く実績がなかったガス化改質式ですね、サーモセレクト方式が候補の中に挙がっていたと。採用条件として1日10

0 t 以上の実質稼働施設の建設実績、または100 t 以上の施設の受注実績があることとあったにもかかわらず、平成11年9月に建設された川崎製鉄所、千葉製鉄所の実証炉を選考対象として追加をされました。これが私寂然としないんですね。この川崎製鉄を入れられた決断を、今、どう思われますか。

○証人（吉次邦夫君）

その辺は機種選定小委員会で色々論議をされたことでございますから、私が小委員会に口出しする必要はなかったんです。そういうことはございませんでしたけれども、小委員会のほうで色々研究された結果、そういった選定もされたんじゃないかなろうかというふうに思っております。

○委員長（西口雪夫君）

ただ、最高責任者の管理者として、こういったことになったことに対して、どう思われるか、もう1回お願いします。

○証人（吉次邦夫君）

そうですね、今の状況を見ますと、処理能力が非常に低下していると。逆に用役費がたくさん掛ると。そういった意味では非常に残念でございますけれども、ただ、ダイオキシン対策だとか、あるいはまた、いちばん最後の最終処分、スラグの問題とか、そういったものはまあまあかなという感じがするわけでございまして、そのときのそういった小委員会の選定の結果でございますので、これは最終的にも副管理者会にかけて決定したわけでございますから、そういったものではやむを得なかったのかなというふうに思っております。

○委員長（西口雪夫君）

ただ、市民の皆さん方の多くの皆さんが、結局、ダイオキシンの問題も解決できています。そして、最終処分も要りません、これはすばらしいことと思いますけれども、やはりコスト性能ですね、これが5億8,700万円という金額でできますよということが全く倍の経費が掛っておると。市民の方が何やろうかと、こう言われるもんですから、自分たちも百条委員会を設置してこういう調査をしてまいったわけですがけれども、次に行きますね。

性能発注方式の採用、発注仕様書及び全国で初めての応札条件の提示方式、入札指名業者からの年間経費内訳書の徴収、落札した川崎製鉄との年間経費内訳書に基づく覚書の締結、これまでは本当に問題がなくて、本当にすばらしい当時の事務局の方がされたなと思っておるんけれども、これ当初の覚書には、本施設の用役費、副産物再利用経費、維持補修費、運転管理人件費の総額は年間平均5億8,700万円以内とすると。罰則については、応札条件に示す年間平均総経費の保証事項は、毎年度末に検討し、超過と判断され

た超過経費分については、乙、つまり、川崎製鉄の負担とするものとあるんですね。これが施設建設契約の債務に見合った運転委託契約書、当然の保証として理解してよろしいですね。

○証人（吉次邦夫君）

そうですね。

○委員長（西口雪夫君）

当初、覚書はこの当然のことを金額保証で性能保証を表現したんですけれども、非常にだれにもわかりやすかったんですね、5億8,700万円ということで。しかし、当初覚書の中に、可及的速やかに実施設計の内容を踏まえ、本覚書の項目内容を追加修正後、性能保証に関する覚書変更を締結するものとするとしてありまして、その後、実施設計が完成したら、それに沿って覚書が変更することが当初から決まっておったんですけれども、金額で決められておった性能保証が、経費保証が用役量に転換することが実施設計が完成したらできるようになっておったからですね、これはですね。それで、現場もやはり金額ではなく、用役量単位でないと運転上のコスト管理がしにくいということで、変更覚書されたと思うんですけれども、これは変更覚書によって、当初覚書が死んだのではなく、金額で決まっておったのをただ量的に替えたというだけで理解していいんですね、あくまでも。

○証人（吉次邦夫君）

そうです。そういうことです。

○委員長（西口雪夫君）

ところが、JFEさんは覚書が変更されたことによってごみ質が2,000kcal、先ほど言いましたように、1つでも上がったたり下がったりだめです。年間消費量が80,665tより1tでも多かったり少なかったりしたら、罰則は適用されませんよといった変なことを言い出したというのが組合の認識ということですね。

○証人（吉次邦夫君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

JFEを裁判で訴えられます平成20年2月、組合議会において、ここにおられます副委員長の柴田議員の質問がありました。その中で全体的な責任につきましては、私は管理者でございますから、それは全責任を負います。ただ、中身的にはそれは一言一句私がすべてを精査して、私が改定したわけではございません。これは一つの組織体の事務局としてやったわけですから、それは私は最終責任者として捺印をして交わしたわけですから、そういった意味で責任は私がとりますと答弁をされております。裁判でももちろん勝訴する

ことを願っておりますけれども、もし市民の皆さんが納得できない判決が出たときの責任は、どのようにとられるおつもりですか。

**○証人（吉次邦夫君）**

その先の話ですからね。その辺についてまで私が今、この時点でどうのこの言うのはどうかなと思いますが、いずれにいたしましても、裁判中でございますから、これは議員の先生方もみんな一緒になってどうかご協力いただいてご指導いただきたいというふうに私は思っております。

**○委員長（西口雪夫君）**

当初の覚書が締結されたのが平成14年の12月2日ですね。そして、変更覚書が締結されたのが平成16年の12月22日なんですね。それで変更覚書が組合議会に出されたのが平成20年2月20日の第1回、雲仙市議会で多分あったと思うんですけども、これ3年3カ月間、表に出なかったんですけども、これが非常に市民や議会の皆さんから不信を持たれた原因かと思えます。変更覚書の提示を遅れさせたことについてどのようにお考えでしょうか。

**○証人（吉次邦夫君）**

情報公開条例をたしかそのころ作ったと思います。それにのっかって出したんでしょけれども、川鉄のほうにずっと言っておったと思いますけれども、向こうも一応その辺については公表してくれるなというようなことがあってしてなかったんじゃないでしょうかね。

**○委員長（西口雪夫君）**

この前、証人尋問をしたら、組合が出してくるんと言ったから出さなかったといったような証言があったんですけども、それはどうですか。

**○証人（吉次邦夫君）**

さあ、どうでしょうかね。私、そういうふうに理解しておりますけれども。

**○委員長（西口雪夫君）**

私たちもJFEのほう为企业的秘蔵があるからということで出してくれるなといったことかと思っておったんですけども、先だつてのこれは大杉さん、どなたですか、ちょっとはつきりしませんけれども、証言の中で、組合から出してくれるなといったことを言われたから出せませんでしたと言われて、またこの辺をちょっと調査しなくてはいけないなと思つているんですけども、次に、処理能力は現状のごみ、質、量の中でも達成されましたけれども、コスト性能がまだ全く達成されておりません。現在、JFEとの裁判の中で追加訴訟も合わせまして31億1,800万円ですか、の裁判を行っておりますけれども、平成32年度に瑕疵担保保証期間が済みます。今回の委員会でもJFEさんに組合が負担しているほかの、JFEさんが出される

出し分は幾らですかと聞いても、裁判に差し支えるということで、今回も18日、今日まで提出をお願いしておったんですけども出てきません。それでこれ瑕疵担保期間が過ぎたら、その分もまたこちらの組合の負担になるかと思えますけれども、このこと、全く出されないんですね。私、証人尋問の中でも、幾ら使っているんですかととっても、言われませんが、この件に関してどう思われますか。

**○証人（吉次邦夫君）**

それはやっぱり企業側のほうがきちっとあれせにやいかんでしょね。私、そう思いますけども。

**○委員長（西口雪夫君）**

ですから、今、裁判は裁判として私は委員会としてやっぱり提出を求めて、何らかの形をとりたいと思っておるんですけども、最後に、色んな方々からお話を聞きましても、かなりの金額を負担されておるだろうということです。

最後に、この施設を建設されました当時の管理者として、この今後のこの施設のあり方について、どういうお考えであるか、お聞かせいただきたいと思えます。

**○証人（吉次邦夫君）**

そうですね、百条委員会ですから、私がそういった考え方とか意見とか言うのはどうかなというふうに思いますが、いずれにいたしましても、一応この施設は、順調に現在は稼働しているということでございますが、ただ何とでも、経費が余計掛るということでございますので、その辺はやはり最初の建設するときの契約上の応札条件をきちっと踏まえて、会社のほうとしてはきちっとしていただきたいなというふうに思っております。私は、この会社はもちろん民間でございまして、仕事の内容は、やっぱり国民、地域の住民の生活に直接係わる問題でございまして、そういった意味で会社も社会的責任と申しますか、そういったことをきちっとしなければならないと、私はそのように思っております。

以上です。

**○委員長（西口雪夫君）**

私も、高田事務局長が最後に述べておりますね。J F Eに対して施設及び用役に対して厳しく指摘し、誠実な対応を求めてきたところだと。J F Eの心ある人ならば、否定できないと思えます。せめて裁判となった以上は、肝を決めてJ F Eはじたばたせず、正直に法廷で対処し、契約初期の初心、信用を大事にする心を取り戻す行動に徹してほしいと思えますと、こう述べておりますけど、私もそう思います。

私の尋問を終わります。

ほかに。次に補足質問を受けます。

**○委員（町田康則君）**

雲仙市の町田と申します。管理者、私は小浜町時代からもう今、6期やっているんですけど、その間もこの議会があるたびにずっと見にきていました。そして吉次証人の答えもずっと聞いていたんですけども、その中で、やっぱり皆さんが色んなのが、時に、これは欠陥品じゃないんですかと、かなり問い詰められたことがあったときに、欠陥品とは言われなかったんですね。しかし、今、この吉次証人の陳述書、裁判の陳述書を見ますと、その中で自分でもこれは欠陥品だと思ったというふうに書いてらっしゃいます。ですから、これは私どもはこの百条委員会を立ち上げたのは、この施設が欠陥品じゃなかったら、何も立ち上げる必要はないんですよ。ここがどう考えてでも、量的に今はうまく処理はできているといっても、高コストになっています。応札条件とは全然違います。ですから、その意味では欠陥品なんですよ。そういうふうに思われませんか。そこをまずお聞きしたい。

**○証人（吉次邦夫君）**

議会で私は答弁していましたのは、さっきも委員長にお答えいたしました。今の状況を見ますと、まさに処理はうまくいっているけれども、やっぱり最初の応札条件がその経費が非常に掛っているということでございますから、そういった意味ではそういうことになるかと思えますね。

**○委員（町田康則君）**

そして、市民にも当然議会にも、そして言ってらっしゃいませんでしたよね、そのことを。それは色々混乱するからと。ただし、議会はそしたら何のためにあるんですか。議会はちゃんとなっているかどうか、それをチェックする機能なのに、知らされてなかったんですよ。私もこの百条委員会になって初めて知りました。こんなにトラブルが、トラブルだけで、炉頂ダクトの詰まり、熱交換機の閉塞、酸素製造装置の故障、圧縮プレス機の故障、炉水冷壁の水漏れ、そういうのが最初あっているのに、そして長崎市へごみを搬送。しかし、全然そういうのが知らされてない。その次には、今度は冷却する水ですね、水を本当はずっと水はこれは循環して、冷却する水は循環する、外に出さないということになっていたんですけども、その水がだんだん悪くなってきて、それを今度はピットの中に、先ほど委員長も言っておりましたけれども、ピットの中に入れてありますね。それもあのピットが溢れるぐらいです。あれ20mプールで何杯分にもなるんですけど、そんな状態にさせて、そしてそういう状況だったのに、そこでやっぱり今ずっとお話を聞きしてましたら、ずっと言ったんだと、何回も言ったんだと証人は言われて

いるんですが、私はやっぱりここの最高責任者は証人なんです。証人だったんですよ。だから、そういうふうな証人とここの管理者としての自覚ですね、私どもが今、一番頼りにするのは、証人が管理者だったんですから、本当のことをやっぱり言ってもらいたい。本当の気持ちを。

そういう意味で、ドイツでも先ほど委員長から事故があった、それは平成12年ですよ。入札前ですもん。そういう状態があるのを知っていたと言われてるのに、何でこれを採用されたのか、そこだけもう1回お聞きしたい。

#### ○証人（吉次邦夫君）

それは一応調査その他したと思いますけれども、最終的にそういったのを小委員会のほうで調べた結果、全体的にこの機種といいますか、それを選定したということでございますから、今の段階で私がとやかく言うまでないと思いますが、それからおっしゃるように、確かにそういった非常に用役費がたくさん掛るといようなことで、私ども最終的に20年の9月にこれはどうもならんというようなことで裁判に私はするということを決心をしてやったわけでございますから、そういった意味では、私は我々の期待に非常に背いた会社でございますから、もったきちっと会社としても責任をとっていただきたいというふうに思っているところでございます。

#### ○委員（町田康則君）

この県央のこれを入札するときに、先ほどお聞きしましたら、最低制限価格を決めたのは私なんだと、私が決めましたと言われたんですけど、ここにごみ処理施設の公設民営方式のずっと色んな北海道、秋田、岡山、神奈川、それから福島、愛知、静岡、色んなところが載っています。それを見ますと、総合評価一般競争入札がほとんどです。それから、もう1つ多いのが、公募プロポーザル方式、このどちらかです。最低制限価格を設けているのはないんですよ。何でね、先ほど言われたでしょう。一流企業が寄って、きちっとした施設を造ってほしいと言われていたのに係わらず、実際にはそういう稼働になってないのに、最低制限価格を何で設けられたのかと。どこをこう見ても、こんなところに、20近くのところを調べたのは全部ないんですよ、最低制限価格。最低制限価格じゃなかったら、本当先ほど委員長も言っていましたけど、十何億円、18億か19億か、それだけでも安くなったはずなのに、それが高いところが2つ残って、その2つがまた合併していると、そういう状態だったんです。だから、何で最低制限価格を設けられたのか、そこだけ言ってください。

#### ○証人（吉次邦夫君）

それは、やっぱりこの施設の内容を見てみますと、建築だとか電気とか機械とか、そういうふうに複雑な状況でございましたから、やっぱり良質の、



しかも、耐久性のあるそういった施設を造ってもらいたいというようなことで、最低制限につきましては、一般的にもうこれは活用しておりませんで、そういったことでこれは最低制限価格を設けてやったわけでございます。

**○委員（町田康則君）**

普通、最低制限価格を設ける場合、この施設を今、言われたようにきちっとしてもらいたい。きちっとしてもらうのには、ここの業者がちょっと不安があると。そういうときにそれを決めて、きちっとしてもらう。ただし、ここに出てきている新日鉄も含めまして、世界一流の企業ですよ。そこに対して、よそだって最低制限価格なんて設けてないのに、どうしてかなというのが、その施設を今、良質のと言われたんですけど、實際上、どこが良質なのかというのはわからないでしょう、こちらにとっては。そこはどうですか。

**○証人（吉次邦夫君）**

そんなことで、やっぱりこれは建設する場合には、色々と下請の問題その他もございますからですね、だから、そういったことで、この最低制限価格を設けたわけでございます。

**○委員（町田康則君）**

そしたらもう1つお聞きします。

応札条件では6億7,500万円で年間経費をやってくれるところが入札してくださいということで、はい、私もということで入ってきたわけですね、入札に。そして、応札をして、川崎製鉄に決まりました。そしたら、川崎製鉄と覚書を交わしました。覚書がこの日時で言うと、平成14年12月2日に応札している。そのときに1億円ぐらい今度は下がってきているんですね。5億8,700万円で契約をされています。そのときにももちろん覚書きのときにきちっとした格好でまた覚書の変更もしますよというふうになっていたんですけど、それが實際上、これで変更の契約の日にちは、後からわかったことなんですけど、平成16年の12月22日に契約されたとなっております。ただし、そういうふうなものだったら、本当なら、すぐ、ここの議会でも色んなところでも、こういう変更をしましたと。これを16年の12月22日ということはまだ稼働していませんよね。だれも知らない状態でこういう、その変更覚書に証人は覚書からそのまま移っているんだろうと言われたんですが、実際上は、その中から用役費が含まれておりませんよね。それはご存じじゃなかったんですか。

**○証人（吉次邦夫君）**

細かいことまでは私ももう記憶にございませんが、いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、建設する場合の応札条件、これは年間の経費の内訳書を出してもらった。入札にかけたわけでございますから、それ

が基本でございますので、やっぱりその流れで最初の覚書が、あと変更というのはいまさらけれども、やっぱり流れ、基本はそれですから、そのところは私はきちっと組合のほうを押さえておけばいいんじゃないかなというふうに思っております。

**○委員（町田康則君）**

ただし、JFEは、この覚書の変更によって用役費が抜けている、含まれず、用役費は含まれずと。そこを盾に今、支払いについて払わないと言っているんですけど、ここに平成20年2月20日にこの組合議会が雲仙市議会でありました。私も10時から、あのときは晩の10時までかかった。傍聴していました。その中で、ここに何百ページもそのときの議事録があるんですが、その中で管理者は、先ほどもちょっと委員長言っていましたけど、この覚書の変更が初めて出てきました。20年ということは、実際に結んでから4年経っていますよね。ちょうど17年に稼働しましたから、その3年後、ちょうど20年の3月で色んなものを改定するんだと、3年間で、ですね、そういう時期に来ていたと思うんですが、そのときになって初めて出てきた。これはびっくりしたんですよね、僕らも。覚書の変更があったんだと。それについて、それを隠していたんじゃないかなという気がするんですよ。それについてはどうですか。

**○証人（吉次邦夫君）**

その辺よく私ももう覚えていません。隠してはおらんとは思いますが。

**○委員（町田康則君）**

あのですね、そのときに、管理者である吉次さんは、そのことを言いますと、内容について私は逐一、精査しておりませんと。これは事務局でお任せしていますからと言われてます。それからまた聞かれて、いちいち私が、管理者としての全くの契約を逐一、会社のほうと私は色んな話をしながらということはありません。事務局のほうでやっているはずですよ。最後の責任は私がとりますと、そこまで言われておる。今度はそれから、あとまた追及された後に、吉次管理者、私も今、初めて見ましてですねと言われております、この変更覚書。私も実は今まで知らなかったわけでございますから、今それを弁護士の先生とも相談しながら検討しているというような状況でございます。これは余りにも管理者としての自覚が少し、本当にこれによって裁判の一番の変更覚書が、それについて知らなかった、初めて聞いた、それはやっぱりおかしいとしか思えないんですけど、それについて証人はどう思われますか。

**○証人（吉次邦夫君）**

それは、対会社に対する組合としての姿勢でございますから、内部の仕事

の仕方と、表とはちょっと違うと私は思いますので、最終的には先ほども申し上げたように、最初に建設するときのそのときの応諾条件、受託条件ですね、そういったことでやっぱり5億8,700万円ですか、その問題は基本になっているわけですので、それによって私は今後どうなるか、裁判で勝ち取っていかなければならないというふうに思っております。

○委員（町田康則君）

今も言いましたけど、委員長も言いましたけど、この議会の中で、私は責任者ですから、責任は私がとりますと言ってらっしゃいますね。今、裁判は今、まだずっとあるでしょうけど、今、考えられる責任のとり方って、どんなことですか。

○証人（吉次邦夫君）

ちょっと私もわかりませんね、それは。

○委員（町田康則君）

やはり私どもがどう考えても普通の一般市民が見ても、今は稼働しているとしてでも、それまでに色んな工事、補強工事、排水処理施設、液体酸素貯留気化装置、それから、炉下部均質化炉製作工事、シリカの除去装置、これなんかを請求していますよね。これでも、しかし、補強工事をしたんですが、ごみ処理能力は改善されませんでしたよね。その工事までこっちが今払っているわけでしょう。それを請求しているわけでしょう。もちろん差額もそうですけど。それについて払わないということに対してはどう思われますか。

○証人（吉次邦夫君）

これはその辺の機械の補修関係というのは、もちろん組合で出すということで、一部は会社で負担したのもありましょかね。いずれにいたしましても、組合に説明して、これ予算を計上しましたから、そのことをやったわけで、いずれにいたしましても、会社との関係は、私は私の責任のとり方というのもありましょかね、この裁判にかけて、やっぱりちゃんとせにやいかんというのが私の気持ちでございます。

○委員長（西口雪夫君）

町田委員、ほかの方の質問もございますので、最後にしてください。

○委員（町田康則君）

16年から改善改良工事、3号炉、2号炉、1号炉と、それを、これは当然、JFEがお金を払って改善改良工事をされたんですが、それでやっところさ処理できるようにはなったんですが、高コストになっている。やはりその全然応札条件と違うということをやはりきちっとした格好で今までも管理者として色んな社長室に行って報告書をばらまくというふうな、そこまで、そして夜も寝られなかったというのは書いていらっしゃるんですけど、正直言

って今ですよ、この裁判に負けでもしたら大変なことになると思うんですけどね、そこら辺についてはどう思われますか。

○委員長（西口雪夫君）

町田委員、今のは私の質問と重複していますので、すみません、もう答えなくて結構です。

○委員（町田康則君）

そしたら、私の質問を終わります。

○委員長（西口雪夫君）

ここで休憩を挟みます。まだほかの委員の皆さんから再質問ございますか。

じゃ、ここで1回休憩をとりまして、午後1時から委員会を再開します。

（午前11時58分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○委員長（西口雪夫君）

休憩前に続きまして、委員会を再開したいと思います。

なお、重複質問は避けて質問をしていただきたいと思います。

それでは、質問の再質問ある方。松永委員。

○委員（松永隆志君）

諫早市議会の松永でございます。よろしくお願いたします。

私のほうからは3点ほどお伺いしたいと思います。

まず第1点目が、午前中もありました機種選定の件ですけれども、これにつきましては、機種選定については機種選定の委員会のほうで決められたと。管理者直接の判断というよりも、委員会で機種を決められたということですよ。

その中で決められたことは、ガス化溶融という方式が決まって、メーカーが決まったわけじゃないと。これはもう吉岡証人からもお伺いしておることでございます。そして最終的には入札が行われたと。そこは間違いございませんですね。

先ほど入札で最低制限価格を設けられたということで、その合理性についてちょっと話があったんですけど、先ほど証人は最低制限価格を設けないと、1つには下請や何かについて、言ってみれば価格が下がるんですから、どうしてもそのしわ寄せが下請に行って、手抜きや何かにつながるということで下請への負担ということで1つ言われたと思うんですけど、そこは間違いございませんですかね。

○証人（吉次邦夫君）

そうですね。

○委員（松永隆志君）

もう1つが、言われなかったんですけれども、その当時の状況というのが、とにかくそれまで大体1トン当たり1億ぐらい建設コストかかるというのがメーカーがたくさん出てきて、そして過当競争みたいな状態があって、そしてどんどん単価そのものが下がりつつあったときなんですよ。そして、この炉の特性からいくと、そこのメーカー、落としたメーカーがその後の管理もするというので、結局、安く落としても、その後の管理で取り返すという、そういう風潮があったということを経理局からも聞いたんですけれども、そういうのを防止するという、そういう考えもあったということですよ、間違いございませんでしょうか。

○証人（吉次邦夫君）

そうですね。

○委員（松永隆志君）

はい、わかりました。

したら、次に私、覚書と変更覚書、この辺を中心に調査していたんですけれども、その当時の状況というのが契約直後で、覚書を結ばれますけれども、この認識というのについては、事務レベルの打合せというふうな、そういう認識が事務局でもあったように思うんですけれども、管理者としてはどうお考えだったんでしょうか。

○証人（吉次邦夫君）

建設を造るときに応札条件として、年間の経費の内訳書を出させておりますね。その関係のお互いの協議ですから、それで覚書を交わすわけですから、その辺は事務的にやっていいと。

○委員（松永隆志君）

言ってみれば、もう契約も済んで、ちゃんと応札条件も出来上がった上での契約が進んでいるから、あとは施設建設に向けての事務的協議というふうなことで、そういう認識でおられた。それで、実際に覚書、変更覚書について、事務局から管理者に対して、説明が行われたかどうか、その辺、ご記憶がなければ、記憶にない。言ってみれば、なかったかもしれないし、場合によっては事務局レベルで決裁が進んでいった可能性もあるわけですよ。その辺のご記憶はございますでしょうか。

○証人（吉次邦夫君）

記憶ありません。

○委員（松永隆志君）

当時の状況からすると、この事務的レベルでの協議ということで、そしてこの特に変更覚書については、先ほど管理者は20年の議会のときに公表さ

れた。そのとき、初めて見たという証言がありましたけれども、実際のところ、記憶ではもう実際初めて見られたような感触だったわけなんでしょう。

○証人（吉次邦夫君）

そのことも覚えていません。

○委員（松永隆志君）

はい、わかりました。これらについては、言ってみれば、今でこそ、裁判が起こって、この覚書と、変更覚書が重要性を帯びておりますけれども、その当時の認識としては、全く工事を進めていく、そして管理を進めていくための覚書という、その程度の認識で、あくまでも事務的レベルであったということですよ。その辺はもう管理者としてもそういうことで実際報告としても余り受けていなかった。受けていたかもしれないけれども、事務局からここが問題ですよという指摘がない限りにおいては、管理者としては気にもとめてなかった事項であった、そういうことですか。

○証人（吉次邦夫君）

はい。

○委員（松永隆志君）

はい、わかりました。

私ですね、1つだけちょっと、そこまでの流れについては、私はすこぶる管理者として当然のことをすべて行ってこられたような気がしているんですけども、1つだけ残念なのが、トラブル発生後、この情報公開について、議会の中でもこのトラブルについてはできるだけ外部に、先ほど言われました、市民に対してご心配をかけたくない、議会に対してご心配をかけたくないということで、情報開示というのがちょっと足りなかったんじゃないかと、私そう思うんですけども、その辺についての反省点というのはございますでしょうか。

○証人（吉次邦夫君）

まあ、最終的に訴訟裁判かけましたので、結果論でしょうけども、そういうことであれば、それはそのほうがよかったかもしれませんね。

○委員（松永隆志君）

私もこの委員会で一つの組合が抱えている問題点というのを最終的に指摘するならば、大きな1つはこういうふうトラブルが発生した、そういうときの情報開示のあり方というのが一番の問題点じゃなかったかと思います。なぜかという、ここの組合を含めて役所ですので、役所の体質としては絶対に間違ったこととか、決定事項でないことについては、余り外に出さない。特にトラブルについては、余りご心配をかけたくない、それは本心だと思うんですよ。その辺での考えがまず第1にあったんじゃないかと思う。ですの

で、情報開示という点での気配り、今でこそ、その当時以上に情報開示が進んでいますけれども、その辺が大きな反省点じゃないかと思うんですけれども、その辺については証人も管理者として、今、その当時を振り返って、再度お伺いしますけれども、その辺はもっと議会に対して情報として提供していたら、もっと議会の協力とかなんかも得られたんじゃないかと、そういうふうなお考えはございますでしょうか。

○証人（吉次邦夫君）

最終的にこの施設は、いわば管理者、各首長さん、それと各町代表の議員の皆さん、みんなと一緒に造りあげてきたんですね。だから、そういった意味ではそうかもしれませんね。

○委員（松永隆志君）

ありがとうございます。

それと、最後にもう一つだけ、覚書とか変更覚書、これらについては議会の承認事項とか報告事項ではなかったわけですよ。その辺だけは確認させていただきたいと思います。契約事項とかそういうものではございませんので。どうでしょうか。

○証人（吉次邦夫君）

そうです。

○委員（松永隆志君）

ありがとうございます。

○委員長（西口雪夫君）

次、ほかにもございませんか。柴田委員。

○委員（柴田安宣君）

雲仙市の柴田です。どうも市長、お久しぶりでございます。

長いことかかって設計施工していただいたこの炉が、思いのほか順調にいかんということで百条委員会が立ち上がったわけでございますけれども、証人に伺いたいのは、やはりさっきから気になるのは、最低制限価格が何で、日本中で、私が調べた範囲内ではほとんどしいてなかったと、設定してなかったということなんですけれども、松永委員はそれなりの理由を説明して証人もそういうふうなことだと言われたんですけれども、私は逆に、この最低制限価格自体が、当時はもう2000年の前、1999年か1998年ごろはトン当たりが7,000万円ぐらいだったと。2000年になって5,000万円ぐらいになってきたということで、私も同じように、ご存じのとおり、津川敬さんというガス化炉の専門的な批評をされている書作の本を読んでみて、そういうふうに思ったんですけれども、ただ、こっちが入札される平成14年ごろは、当然、この本からいってもトン当たり単価が下がってお

ったというふうな時期の中でこの入札がされたと。日本一の新日鉄が121億円ということで一番低い値段だったと。それで、結局、最低制限価格に引っかかって、荏原にしても日立造船にしてもタクマにしても引っかかって落ちたと。高い者同士が2社残った。しかも、その2社残ったのは、合併して約束ができておる川崎製鉄と日本鋼管だったということですから、どうも不思議でならんということで、しかも、このシャフト炉であるわけですよね、日本鋼管は。そして、同じ新日鉄は、これも同じ型式のシャフト炉なんです。この入札において、差額が22億5,000万円差があるんです。一方が一番高い値段で出した、一方が一番安い値段だったということで、日本のトップ企業の同じような型式の人たちが入札に関して参加したときに、差額が22億円ということは、非常にどうも気になってならんわけですけども、そこら辺はその差額についてはどういうふうに解釈されておったんですかな、当時は。

**○証人（吉次邦夫君）続**

その当時は、別にその辺の差額まで計算してどうのこうのということは私は考えておりませんでした。

**○委員（柴田安宣君）**

すみませんが、やはり同じ型式であれば、例えば、シャフト炉ならシャフト炉、キルンならキルン、流動床なら流動床としての参加した中で、同じガス化溶融炉の中で全国的に見ても、ここは4,610万円ぐらいの差額の1トン当たりの処理で最低制限価格を引いてありますよね。ところが、それ以下で入札が随分行われておったわけです。でいけば、もっと安い値段で入札が施行できたんじゃないかなという気がするんですけども、そこら辺は私たちの思い違いなのかどうかわかりませんが、そういうことでは、最低制限価格を引かないで入札したら、新日鉄との差でも12億円余りの差があるわけですから、市民の税金でこれを払わなきゃいかん金からいけば、最低制限価格を引かないで日本一の会社が受理したほうが今でも健全じゃなかったのかなと思うんですけども、結果論になると思うんですけども、そこら辺の解釈についてはどういうふうにお考えですか。

**○証人（吉次邦夫君）**

そこまで色々私は解釈をしておりません。いずれにいたしましても、競争入札でございますから、それぞれの会社の思惑があるんでしょうから、そこまでは追及しようとは思っておりません。

**○委員（柴田安宣君）**

もう1つ伺いたいんですけども、証人の判断のおかげで、性能発注方式という形の、長崎県の中では多分初めての施工方式で入札されたということ



で、結果的に感謝しているわけでごさいますけれども、その根幹になる性能の応札条件から引きがあって、発注仕様書、それから契約図書という流れの中で、それぞれ日量300tということと、それが80,665t、年間です、それを処理するというふうなことで、この性能発注書があるんですけれども、これをよかったら出してもらえますかね。

**○委員長（西口雪夫君）**

性能発注じゃないんですね、発注仕様書ですね。（「ええ、そうです」と呼ぶ者あり）書記、甲第3号証を提示してください。

（証人へ甲第3号証を提示）

**○委員（柴田安宣君）**

ここに3ページをあけていただければ、このごみの計画の処理能力ということが書いてあります。それと、この4ページを見ていただければ、証人ご存じのとおり、ごみの組成が1,100kcalから基準ごみが2,000kcal、高質ごみで2,800kcalという文言がここに書いてあります。あとのほうで、これの後ろのほうを見ていただければ。

**○委員長（西口雪夫君）**

25ページですか。（「25ページです」の声あり）

**○委員（柴田安宣君）続**

証人ね、ここら辺が一番肝心なところになるんですけれども、この25ページですね、これがこの炉の保証事項ということで責任施工ということであつております。本施設の処理能力及び性能はすべて受注者の責任により確保されなければならないと。また、受注者は設計図書に明示されていない事項であつても、性能を発揮するために、当然必要なものは当局の指示に従い、受注者の負担で施工しなければならないと。ここで確実に保証事項を書いてあります。その下のほうに、ごみ処理能力ということで、指定されたごみ質のすべての範囲内について、24時間稼働で1炉当たり計画処理能力を満足することとあるんです。先ほど言いましたごみの組成の中で1,100kcalから2,800kcalの範囲内のごみをこの計画処理能力を満足することということであつております。この満足するということに対して、証人はどのようにお考えですかね。

**○証人（吉次邦夫君）**

わかりません、私は。

**○委員（柴田安宣君）**

私が辞書を引いてみました。満足するということは、完全なことと、十分なことと、それと不公平でなく、不満不平が出ないことだというふうなことです。1,100kcalのごみから2,800kcalのごみ質を受

注者の施工が、施工するに当たって頼んだ人間が満足する能力を発揮していただきたいと。そうでない場合は、上のほうの受注した会社の責任でもって、指摘したことに対しては、全部会社負担で工事をやり直しなさいというふうには私は解釈するんですけれども、そういうふうな解釈が成り立っていいですかね。

○証人（吉次邦夫君）

わかりませんね。

○委員（柴田安宣君）

もう1つ伺います。甲第9号証、実施設計図書、それと甲第30号証の1、契約設計図書というのを出示していただきたいんですよ。

（証人へ甲第9証と甲第30号証の1を提示）

○委員（柴田安宣君）

これの契約設計図書のほうだけでいきます。1の2の1、これが処理能力、公称能力ですね。それとその次のページで1の2の2です。これはごみの組成ですけれども、先ほど発注仕様書に書いてあったとおりのことがここに文言でして、数字が並んであります。いいですね。それが1の6の2ページをあけていただきたいんですけれども、この契約設計図書は、入札後、こういう形の契約設計図書を川崎製鉄が発注仕様書に基づいて組合のほうに提示された契約図書ですよ。この1の6の2、保証事項ということでもありますけれども。

○委員長（西口雪夫君）

わかりますか、証人。今の質問、わかりますか。

○証人（吉次邦夫君）

よくわからん。

○委員（柴田安宣君）

これは、当時の管理者が入札後、川崎製鉄と契約を結ばれるときに、その時点で川崎製鉄が組合から出された発注仕様書に基づいて、こういう施設を造りますという回答書と一緒になんですよね、これは。これを基に実施設計図書ができたわけですけれども、この中で1の6の2ページの中の上の項、この責任施工ということで本施設の処理能力及び性能はすべて弊社の責任によって確保致します。と、また、弊社は設計図書に明示されていない事項であっても、性能を発揮するために当然必要なものは、貴局の指示に従い、弊社の負担で施工するものと致します。ということではっきり川崎製鉄が契約の時点でこれを出してあるわけですよ。

そして、同じようなことで、この下のほう、性能保証事項のごみ処理能力ということで下のページにあります。その指定されたごみ質のすべての範囲

について24時間稼働で1炉当り、計画処理能力を満足する設備とします。と書いてあります。満足しない場合は、満足するように組合のほうから指摘して、こう改善すれよと言ったら、当然、JFEが受け取った会社ですから、受注者の負担でやりますということなんですよね。だから、これからいきますと、途中でトラブルがあった後に補強工事をしてみたり、改善改良工事をした分に関しては、100%、JFEが負担して支払うべきものだというふうにこの満足する設備ということていきますと、そういうふうに解釈できるんですけども、そこら辺はどういうふうにご理解いただけるんですかね。

○委員長（西口雪夫君）

今の質問、意味わかりますか。

○証人（吉次邦夫君）

わかりません。

○委員長（西口雪夫君）

今、柴田委員ですね、組合側の立場とすれば、1炉100t、すべてのごみ質において処理できる施設を造ってくださいとお願いしていますね、もちろん。

○証人（吉次邦夫君）

それはもちろん、それは当然です。

○委員（柴田安宣君）

そういうことで、すべてのごみを1日100t、3炉で実施してくださいと。それが300t処理能力であり、ごみ質が1, 100kcalから2, 800kcalのごみ質を処理してくださいと。しかも、それを組合のほうで満足する能力でやってくださいということで理解をできるわけですけども、そうなった場合は、この今までやった改善改良とか補強工事に関しては、設計まで、設計施工を性能発注は設計から施工までを契約の中で入れているわけですから、設計の不備ということで、この責任をJFEがとるべきだと私は思うんですけども、組合とすれば当然のことだと思うんですけども、いかがですかね。

○証人（吉次邦夫君）

そういうことですかね。

○委員長（西口雪夫君）

いいですか。

○委員（柴田安宣君）

それでいいです。

○委員長（西口雪夫君）

田添委員、お願いします。

○委員（田添政継君）

ご苦労さまです。諫早市議会の田添でございます。よろしくお願いします。

2点ほどお尋ねをしたいんですけど、最初、機種選定についてなんですけれど、甲第36号証の1の資料8の次の資料を証人のほうにお願いします。県央県南広域環境組合と書いてあるやつです。

（証人へ甲第36号証の1の資料8の次の資料を提示）

○委員（田添政継君）

証人はこの文書は見られたことはありますか。

○証人（吉次邦夫君）

これはいつつくったんですかね。

○委員（田添政継君）

右上に書いてありますけど、1999年ですから、平成11年の5月28日だと思います。

○証人（吉次邦夫君）

見たかもしれませんが、全然記憶にございませんね。

○委員（田添政継君）

少し思い出していただきたいんですけど、といいますのは、この年の4月に組合が結成をされて、7月に第1回機種選定小委員会が開催されるという、そういうスケジュールになっているんですけど、そのちょうど合間に、多分ここの組合のコンサルタント会社だったと思うんですけど、総合エンジニアリングのほうからこういう資料が提出をされているんですけど、どなたか組合の方が指示をされないと、こういう文書は出ないというふうに思うんですけど、全く記憶ございませんでしょうか。

○証人（吉次邦夫君）

ありません。

○委員（田添政継君）

8ページを見てください。第1回の機種選定小委員会が開催される1カ月前ぐらい前にコンサルタント会社である総合エンジニアリングからこの文書が出ておりまして、真ん中の下のほうに、機種の選定に当たっては、「熱分解溶融炉方式、ガス化溶融炉を選定することで、将来のより厳しい環境対策、リサイクル思想にも合致させることが望めます。」ということで、ガス化溶融炉を選定したらどうかという提言を行っているわけです。冒頭、委員長のほうから申し上げましたけれど、機種の選定をするのが小委員会の役割だったと思うんですが、冒頭から何か条件がつけられたような選定小委員会の流れに、これの日付からいきますと、そういうふうになっていくんですけど、全く記憶はございませんでしょうか。

○証人（吉次邦夫君）

ありませんね。

○委員（田添政継君）

だれが指示したかというようなことは、想定もできませんか。

○証人（吉次邦夫君）

いや、想定では物は言えませんからね。

○委員（田添政継君）

しかし、機種選定小委員会がまだ選定をされる前なので、実は吉岡委員長にもお尋ねをしたんですけど、これについては全く記憶がないということでしたので、組合の管理者のほうか事務局が指示をしないと、コンサルタント会社はこういう文書を作ってこないと思うんですけど、いかがでしょう。

○証人（吉次邦夫君）

ありませんね。

○委員（田添政継君）

今、私が申し上げたようなことで、ガス化溶融炉を選定したらどうかというコンサルタント会社が、いわば越権行為みたいなことをこの文書の中で言っているんですけども、そのことについて、今、率直な感想はいかがですか。

○証人（吉次邦夫君）

全然記憶がありません。

○委員（田添政継君）

はい、わかりました。

そうしましたら、2点目に最低制限価格のことでお尋ねをしたいと思うんですけど、平成17年、運転開始後になると思うんですけど、国の会計検査院のほうから検査が入っておりますけれども、そのときに検査官が指摘されたことというのはご記憶ございますか。

○証人（吉次邦夫君）

あんまりないですけど、何かそのとき、担当のほうから聞いたのは、最低の金額が法律事項ではないけれども、慎重に対応し、判断したほうがいいですよという、そういうのがあったというのは聞きました。

○委員（田添政継君）

そうですね、私も組合議会の議事録をちょっと見せていただいて、今、証人がおっしゃったようなことが書いてあるんですけど、特に当時は、先ほど別の委員からも話が出ましたけど、需要供給の関係で非常に供給がダブりがちで、むしろ、制限価格を設けないで、きちっと競争させたほうが安く契約できたんじゃないかと。しかし、それは指摘事項ではないので、指摘はしな

いけどというふうなことで書いてあるんですけど、今までの証人のお話を聞いておりますと、最低制限価格を設けたことは問題なかったのだというふうな聞こえ方に私は受けとめたんですけど、そうじゃないんじゃないかというふうにも思うんですけど、もう一度そこら辺のお考えをお聞かせください。

**○証人（吉次邦夫君）**

結果的に最低制限価格を設定することについては、別に自治法にもありますからね、構わんですが、当時、このごみのあれは別として、一般的には最低制限価格を上げるような、県なんかもそんな傾向があります。ただ、それは別としまして、このごみ処理については色々な工種が入っているから、先ほどからお答えしているように、そんなことでやっぱり品質を確保し、そしてきちっとした施設を造っていただきたいと、そういった願いがございまして、制限を設けたわけですね。

**○委員（田添政継君）**

組合議会の答弁の中で、金原事務局長は、こういう検査官の指摘を受けて、指摘といいますか、そういう意見を入れて、その後の組合が発注した、東部、西部のリレーセンター並びに余熱利用施設のんこの温泉センターなどについては、最低制限価格を設けなかったというふうな答弁をなさっているんですよ。ということは、一定の反省があったということなんじゃないでしょうか。そういうふうな受けとめてよろしいでしょうか。

**○委員長（西口雪夫君）**

録音しておりますので、はい、いいえ、はっきり証人お願い申し上げます。

**○証人（吉次邦夫君）**

そうですね、そういった会計検査の指摘もありましたからね、そんな意味で今おっしゃったように、その後のその余熱利用施設とか、あるいは中継施設ですね、それは設けなかったと思っております。

**○委員（田添政継君）**

一応その検査院の指摘を受けてそういうふうなされたということで理解していいですね。

それから、最低制限価格の決定については、先ほど委員長からのご質問にお答えをなさって、その事務局のほうから幾通りかの案があつて、それを提出していただいて、入札当日に管理者である証人が決定されたということなんですが、幾つかの案が出されたということなんですか。

**○証人（吉次邦夫君）**

数字が色々ありましたよね。それから私が決定したということですよ。

**○委員（田添政継君）**

それは、事務局というのは、事務局長さんということよろしいですか。

○証人（吉次邦夫君）

いや、事務局ですね。

○委員（田添政継君）

複数だったということ。

○証人（吉次邦夫君）

ええ。

○委員（田添政継君）

それはいつそういうお話があったんですか。入札の当日じゃないですよ。

○証人（吉次邦夫君）

前の日でしょうかね。

○委員（田添政継君）

前日ですね。

○証人（吉次邦夫君）

前の日か、その日の朝だったですかね、どちらかよく覚えていませんが、いずれにしても、私が決定したのは、入札のある直前に決定しました。

○委員（田添政継君）

そうすると、最低制限価格が何通りかあって、それをご存じの方が証人と事務局の複数の方がいらっしゃったということで理解しとってよろしいですか。

○証人（吉次邦夫君）

事務局の人が、ただ数字を、私に色々示されたただけであって、決定は私がしましたから、直前にですね。

○委員（田添政継君）

当日のですね。はい、わかりました。

○委員長（西口雪夫君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西口雪夫君）

それでは、以上をもちまして、吉次邦夫証人に対する尋問を終了します。

証人におかれましては、長時間にわたりましてご協力ありがとうございました。（「どうぞよろしく申し上げます」の声あり）心からお礼申し上げます。

証人はご退席ください。

（証人退室）

○委員長（西口雪夫君）

ここで休憩をとりまして、2時から重野証人の証人尋問を行いたいと思ひ

ます。2時まで休憩いたします。

(午後1時35分 休憩)

(午後2時00分 再開)

**○委員長（西口雪夫君）**

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

傍聴人の皆様をお願い申し上げます。

委員会中は静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。委員会の進行を妨げるような行為は、退場をしていただくこともありますので、ご協力をお願いいたします。

これより議事に入ります。

それでは、書記、証人を入室させてください。

(証人入室)

**○委員長（西口雪夫君）**

証人におかれましては、お忙しいところをご出頭いただき、誠にありがとうございます。何とぞ本委員会の調査目的をご理解賜り、円滑に進行できるようにご協力をお願いいたします。

証人にお尋ねします。

先ほど記載していただきました出頭カードに間違いございませんか。

**○証人（重野 淳君）**

はい。

**○委員長（西口雪夫君）**

それでは、証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人に証言を求める場合には、うそを言わないという宣誓をさせなければならないことになっております。宣誓を行った証人が虚偽の陳述を行った場合には、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることとなりますので、十分に注意をしてご証言ください。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。

傍聴人を含め、全員起立をお願いいたします。

それでは、重野淳証人、宣誓書の朗読をお願いいたします。

**○証人（重野 淳君）**

宣誓書、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事もつけ加えないことを誓います。平成24年5月18日、重野淳。

**○委員長（西口雪夫君）**

着席願います。

それでは、証人は宣誓書に署名捺印をしてください。

(宣誓書署名捺印)



### ○委員長（西口雪夫君）

これより証言を求めることとなりますが、証言は、証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。また、こちらから質問をしているとき、また、証言をされる際も、着席のまま結構でございます。

なお、録音をしておりますので、質問を最後まで聞き終わってからお答えください。

それでは、主尋問を松永委員よりさせていただき、その後、各委員から補足質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、これから具体的に松永委員、質問をお願いします。

### ○委員（松永隆志君）

どうもお疲れさまです。2度目ということで大変申しわけございません。

なぜ今回2度目の証人として来ていただいたかといいますと、前回、重野証人に色々お尋ねしましたけれども、その後、J F E側からも色々証言いただきました。そんな中で疑問点が生じました。そして、J F E側にも聞きましたら、私のところは特に変更覚書の締結の協議なんですけれども、その中で特に組合側としてはどなたが主にこの協議に係わったかという中に重野証人のお名前がですね、見てみますと、最初から最後まですべて出ておられるので、向こうもそういうふうな認識でおられたんじゃないかと思っておりますけれども。そういうのでちょっと2、3お尋ねしたいことができましたので、ご協力お願いしたいと思います。

まず、前回ご存じのJ F Eの佐藤証人が言っておられたんですけれども、この性能保証に関する覚書の締結というのが、この甲第8号証、ちょっと提示をお願いします。そこにずっと置いておいてください。

（証人へ甲第8号証を提示）

### ○委員（松永隆志君）

ここにありますように、最後の締結の日付が14年12月2日、これも契約直後ということで、応札条件にも契約したらすぐこういうふうな覚書を結びますよということでひな形までついていたわけですね。ですので、何ら、すぐ締結されたもの、言ってみれば年間経費内訳書の5億8,700万円という金額を入れて、あとちょっと精査する形ですぐできたものと思っておりました。日付がそうになっていたものでそういうことでおりましたら、いや、違いますというのが向こうから出てきました。そしたら覚書の締結、本当に出来上がったのはいつなのかと聞いたら、平成15年の後半、もしくは16年、言ってみれば1年以上もその協議をしていたようなことの証言がございました。この辺については、言ってみればここにあるような甲第8号証の契約の相手側の印鑑についてあります川崎製鉄自体がもうなくなっているわけな

んですよね。そして、J F Eに変わっているのに、この川崎製鉄としてここに印鑑が打ってある、存在していますので、これも大変なおかしなものだな。例えば、年度内ぐらいならば、やっぱり事務手続でちょっとあれでというのは私も理解できたんですけれども、年度を超えてということになりますと、これはちょっとこの辺だけは重野さんにもう1回確認しておかないといけないなと思ひまして、この辺の締結というのはいつだったんですか。

○証人（重野 淳君）

今、委員がおっしゃられたように内容を双方で確認して、おおむね了解できた時点で組合では決裁をとって、決裁を受けた日にち、受けて施行する日にちでこの文書を作りました。そして、向こう側に押印をお願いして、こちらに返ってきたという形で、決裁日等は変わっておりませんが、向こうから戻ってくるのは多少遅れた記憶があります。ただ、川崎製鉄の名前だから、今、おっしゃられたように川崎製鉄の印鑑が使えるうちにきちっと戻してくださいねというお願いはした記憶がございます。

○委員（松永隆志君）

ということは、少なくとも平成15年の3月末までには、向こうから、川崎製鉄側からのこの覚書というのは返ってきたということで間違いございませんですね。

○証人（重野 淳君）

すみません、日にち的にはどうかわかりませんが、きちっと川崎製鉄の印鑑が使える時点で戻してくださいねというお願いはしておりましたので、戻ってきておりますので、そういうことだと思います。例えば、それが3月31日まできちっときたのか、4月超えたのかということについては、明確にその辺の戻ってきた日にちという形では覚えておりません。

○委員（松永隆志君）

もう一度確認しますけれども、佐藤証人が言われる15年の末、もしくは16年、これは絶対にあり得ないという。

○証人（重野 淳君）

絶対あり得ないと思います。

○委員（松永隆志君）

文書的にも言われるように、きちっとした形での文書はそういう形で残っておりますので。ちなみに決裁に回されますけれども、事務局内で回されるんですか。それとも管理者まで覚書の決裁というのはいつているんですか。

○証人（重野 淳君）

この当初の覚書は管理者の決裁事項の項目ではなかったと思います。契約金額があるわけでもないし、ある意味約束みたいな形ですので、ですからこ

の決裁は多分管理者までは回っていないと思います。

○委員（松永隆志君）

そしたら、事務局長どまりの決裁としてこの覚書は結ばれたと。

○証人（重野 淳君）

この覚書はそうだと思います。変更については、やはり議会にもきちっとご提示するということがあったので、管理者までいただいたと記憶しています。変更の覚書についてはですね。

○委員（松永隆志君）

わかりました。また後でその辺についてちょっと詳しく聞きますけれども、そしたら、佐藤証人の証言のことについては明確に重野さんとしては否定されるということで、佐藤証人はこの変更覚書の協議スタートがここに書いてある、甲第30号証の3をちょっと提示お願いします。

（証人へ甲第30号証の3を提示）

○委員（松永隆志君）

ここに一覧が、変更覚書の締結の協議が、この記録では15年9月17日からスタートしているわけですね。そして、ここに大体締結の16年12月22日まで1年ちょっとかかってやっておられますけれども、この中ですべて出ておられます。この協議というものが実際のところ同時並行で、変更とこの前に既に済んでおります覚書が同時並行というのが、向こうの話では、このちょうど9月のこの段階から12月のこのあたりまでは両方のことを話し合っただ協議していたんですよという言い回しだったんですよ。それがお一人だけじゃなくて、久野さんにも確認しましたら、久野さんは直接あれじゃないですけど、そのように自分も聞いておりますというふうな証言だったんですよ。それは明確にもう1回違うということですよ。

○証人（重野 淳君）

はい、違うと思います。甲第8号証の一番前段の最後の部分ですが、「変更覚書を締結するものとする。」というくだりがございます。この辺を書き込むに当たって、これは覚書でうたえるんじゃないかとか、やっぱり変更覚書できちっと数値、裏データが出てからうたったほうがいいんじゃないかとか、その辺のやりとりが覚書を締結する段ではございました。ですから、その辺の変更覚書をどうするという話が覚書の協議の中ではありましたけれども、変更覚書と覚書が同時に協議されたということはないと記憶しています。

○委員（松永隆志君）

そしたら、覚書の協議というのは少なくともいつまでに終了されたんですか。

○証人（重野 淳君）

おおむねの協議は決裁前までに終わっております。

○委員（松永隆志君）

決裁の日付というのはいつだったんですか。

○証人（重野 淳君）

12月のいつか、12月だったと思います。すみません、日にちまで覚えていません。

○委員（松永隆志君）

ということは、平成14年12月中には、もう既に覚書の協議というのはすべてこの、言ってみれば「なお、可及的速やかに」、甲第8号証のここにありますようなくだりまで含めて合意に達して、これはもう出来上がっていたということですよ。

○証人（重野 淳君）

この原案としてはでき上がっていたと思います。

○委員（松永隆志君）

そして、決裁回されたんですから、そしたら、これはもうほぼ出来上がりで、あとは言われたように向こうから返ってくるのがどれくらいの日にかかったか、それが3月末だったのかちょっと4月に入っていたのかというところは違いあるけれども、間違いないということですよ。

○証人（重野 淳君）

はい、そう思います。

○委員（松永隆志君）

ということは、佐藤さんはうそ言っておられるのか、勘違いしておられるのか、そういうことですよ。

○証人（重野 淳君）

多分4月、5月ぐらいから色々な現場で使う工場検査なんかが入ってきましたので、かなりお忙しかったんで、煩雑にはなっているのかなと思いますけれど。

○委員（松永隆志君）

私ども佐藤さんに何度も繰り返しですね、それ間違いありませんかというのを2、3度確認したのに、自信を持って間違いありませんという言い方をされるもんですからですね。私どもも重野さんへの再確認というのが出てきたんですけど、重野さんとしては今、証言されたような中身で間違いないと。

○証人（重野 淳君）

はい。

○委員（松永隆志君）

ということは、この覚書については一応事務局決裁で、そしたら管理者に

報告的なものはされたんですか。

○証人（重野 淳君）

報告はこういう形で応札条件というのを事前に示して入札をしているというのを管理者にお伝えしておりますので、こういう形で応札条件は締結するようにはしておりますという話はしていると思います。

○委員（松永隆志君）

それは大体いつ。

○証人（重野 淳君）

すみません、はっきり覚えていません。

○委員（松永隆志君）

しかし、締結されたのが12月ですよ。

○証人（重野 淳君）

はい。

○委員（松永隆志君）

だからその前後、そう遠くない時期ということは間違いないんですね。

○証人（重野 淳君）

だと思います。

○委員（松永隆志君）

わかりました。そしたら、話が飛びますけれども、変更覚書については結局管理者に対して管理者の決裁をきちっといただいたということで。

○証人（重野 淳君）

はい、変更覚書については、同じように事務局長決裁でいだろうということで書類を回していましたが、議会にも説明が必要なので、管理者まで決裁を受けようという形で途中で変更したような気がするんですが。

○委員（松永隆志君）

わかりました。この辺についてはまた後でお伺いします。

まず、この協議の甲第30号証の3をご覧くださいますと、重野さんの場合には9月の協議からずっと出ておられます。この9月の前、例えば、覚書の締結というのはこの前の年、14年12月付ですよ、それから半年以上経っています。1年まで経っていませんけど、9月ぐらい経っているわけですよ。この間というのは、言ってみれば性能保証に関する覚書、先ほどの甲第8号証を見ても、「なお、可及的速やかに」と書いてあるんですから、可及的速やかにというのが9カ月もという、このあたりで何かあっているんですか。1つの理由としては、ここにあるように「実施設計の内容を踏まえ」というこの文言を見ると、確かに実施設計書が一定の姿が見えないことにはということスタートがここという説明にもなるんですけれども、

その辺のところはどうなんですか。

○証人（重野 淳君）

おっしゃるとおりです。実施設計が形が見えてこないのと、それから多分9月ぐらいからは工場検査が始まっていたのかなど。この工場の中に入るいろいろなものの検査が始まっていますので、こちらは工場検査に行きますけれども、施工者側のほうは工場検査の準備もしなくちゃいけない、毎週ある工程会議の準備もしなくちゃいけない、その中での変更覚書ということなんで、少し落ちつくまでは、それこそ実施設計がきちっとまとまるまではという形で協議がしばらくあいたのだと思います。

○委員（松永隆志君）

わかりました。そして、特にJFEの佐藤さんの証言というのがいろいろ組合側とちょっと違う点が出てくるんですけども、JFEの佐藤さんも前任者の後を受けて技術担当でここに契約後に来られたわけですよ、佐藤さんの着任というのは。

○証人（重野 淳君）

契約時点から佐藤さんは来られていたと思います。ただ、主の技術担当じゃなくて、副として佐藤さん来られていたと思います。

○委員（松永隆志君）

そして、佐藤さんはもう就任当初より応札条件の6億7,500万円、そして年間経費内訳書5億8,700万円、年間の平均的経費これで済むんだよというその話、その数字を見て、この数字じゃとても処理できないよというふうなことを当初より思っていたと言われたんですよ。なかなかこのくらいのごみ処理なんていうのはできませんよと。それについては機会あるごとに組合側にもそういうお話をしていましたというふうなことを言っておられたんですけど、そういうふうな話を受けたご記憶はございますでしょうか。

○証人（重野 淳君）

正式な話としてはお聞きしておりません。ただ、世間話の延長とか、こういうふうにやって今実施設計やっているんですけど、こういうところ厳しいんですよというふうな話で、なかなか厳しいという話はお聞きしたような記憶があります。ただ、その場合は、こちらとしてはおたくから出された数字、それが基ですから、できるだけ企業努力で頑張ってくださいというような対応しかしておりません。

○委員（松永隆志君）

そしたらば、この覚書の変更のこの協議ですね、15年9月からスタートしていますけれども、この協議の中で、向こうが厳しいんですよというお話は、こういう会議の中で出たら世間の一般的な世間話じゃないわけなんです

よね、そういう会議じゃないところで聞いたというふうな証言ですけど、この会議の中ではそういう話というのは出なかったんですか。

○証人（重野 淳君）

会議の中では出ていないと思います。

○委員（松永隆志君）

そしたら、佐藤さんは世間話的に正式な会議じゃない場で重野さんに対しても6億何がし、そして5億何がしの、当然向こうが提示した処理経費ではできないというのを、そういうふうな場外といいますか、正式の会議じゃない場でお伝えしていたという話ですか。

○証人（重野 淳君）

多分数字を挙げて幾らじゃできないという話じゃなくて、運転が厳しいんですよとか、ガス代が高くて大変ですよとか、そういうような抽象的な形で大変だという話は聞いておりますけれども、具体的に今示している金額だと難しいという話は聞いていません。それで、もしそんなに厳しいのであれば、最初から出された書類とつじつまが合うような形を文書で下さいというお話はしています。

○委員（松永隆志君）

そしたら、そういう文書が残っていないということは、会議の中でもそういうのは出ていないということは重野さんとしてもはっきり言えるわけですね。

○証人（重野 淳君）

はい、出ていない、はい、そうですね。

○委員（松永隆志君）

そしたら、この佐藤さんというのはすこぶる勘違いをしておられるということですよ。

○証人（重野 淳君）

多分、佐藤さんは社内的にそれは発言されていたのかなど。だからここで言うべきことではなかったのかもしれないですけども、社内的ではそういうせめぎ合いというのはほかの技術の方とあっていたのかもしれないですね。

○委員（松永隆志君）

それは推測の域で、言ってみれば向こうの内部ではされたかもしれんけれども、公式に組合側に対しての問題提起はなかったということですね。

○証人（重野 淳君）

そうです。

○委員（松永隆志君）

それと同時に、この保証の内容、先ほど言いました応札条件の金額とか、

このJFEの保証というのが基準ごみのみにも適用されるんだよというふうな  
ことについても再三にわたってこの協議の中で協議して理解していただいた、  
理解していただいたから、この変更覚書、甲第10号証の提示をお願いします。

(証人へ甲第10号証を提示)

○委員(松永隆志君)

これができたんだよと。ちゃんとその証拠に印鑑ついてあるでしょうとい  
う言い方をされるんですよ。理解もせずに印鑑つくはずがないから、この提  
示した中身というか、十分その辺は協議されたということでしょう。

○証人(重野 淳君)

よろしいですか。それはどなたがどんなふうに言われるんですか。

○委員(松永隆志君)

佐藤さんが十分に説明したというふうなことを言われました。

○証人(重野 淳君)

いや、あくまでも基準ごみなり基準にしているごみ量があって、それから  
どれぐらい以下の幅はその範囲でできるよねと。それを越えたこれからこれ  
については精算の方法を考えましょうという考え方でやっていますので、そ  
この一点保証みたいな発言というのはこちらでも協議の中では聞いておりませ  
んし、了解した話ありません。

○委員(松永隆志君)

わかりました。そしたら、甲第30号証の3をちょっと、そこにございま  
す。

(証人へ甲第30号証の3を提示)

○委員(松永隆志君)

1枚開いていただいでですね、組合側としても一応合意できたものについ  
て記録が、合意できたものとかできなかったものもあるようですけど、記録  
に残っているのがここ以降ずっとつけてあるわけですよ。そしたら、この  
タイトルというのが私もちょっと最初から不思議に思っていたのが、覚書の  
変更の打合せの協議なのに、応札条件打合せという、これはタイトルを書か  
れた方というのがまとめるときの書き方がこうなのかなというあれなんです  
けど、応札条件打合せ、まず1ページ開きますとこういうのが出ているわけ  
ですよ。こういうのがずっと続いております。色んなことが話されています  
けれども、重野証人も前回も言われましたように、その主流というのは金額  
から量、そういう形での読み方なり計算方法なり考え方というのがずっと随  
所に見られて理解できるところがございます。ここの中で、電力量の保証範  
囲、まず1ページのところの下のところ、電力量が減らないようにするた



めにはどうするのが一番大切なのかと。うまく入ってくるごみの中で水分を減らすのが最大の対策で、うまく運転するノウハウが必要ということで、やっぱり電力量についてはごみの中の水分というのは大きな影響があるんだなというのは、こういうことも確認しながら進められたんですね。

○証人（重野 淳君）

そうですね。だから水分が入っているか入っていないかというのは、結局水分が入っていればごみカロリーが低くなるわけですから。

○委員（松永隆志君）

この辺のことは向こうが言っておられるんですね。先方が。

○証人（重野 淳君）

そうですね。

○委員（松永隆志君）

こちらは何もそのノウハウ持っていませんから、JFEさんは、この機種としてはやっぱり水分が余計あったら発電も極端に落ちますよということをごとうふうな会議の中でも、だから水分減らすのが一番肝心ですねということも先方が言っておられるんですね。こっちから言うはずないですもんね、このくだりは。

○証人（重野 淳君）

前回も言ったと思うんですけども、協議の段階でどちらかが主導権としてどちらかが協議していくという形じゃありませんから、こうなんですよと言われたら、えっ、それはどういう意味ですかとか、そういうやりとりはございました。それで、あっ、そうですね、わかりましたということをも多分メモでまとめていると思います。

○委員（松永隆志君）

わかりました。ここではごみカロリーのことから、その次のページには、電気技師の方のこと、そういうことまで割と細かに色んなことを協議されているなという感じがしております。その次が今度は7月のやつなんか見いきますと、ここの中では、保証とか瑕疵担保についての協議もされているわけなんですね。こういう協議はその後も続いております。そして、その次のページには、精算方法案についてということで用役量の保証について別紙のとおりとなっているんですけど、ここに別紙とか、この辺のくだりというのは、概略でいいですから、どういうふうな内容の話の中身だったのか、ご記憶にあるある中身でちょっとご説明いただけるようなことありますでしょうか。

○証人（重野 淳君）

甲第10号証、4枚目、用役費の具体的保証内容、それからこの後につい

ている2の1からの分とか、こういったものがこういう協議、別紙でついてきて、こういうのを精査していったということでございます。

○委員（松永隆志君）

J F Eさんの主張を聞いていると、こういうふうな協議をしたことによって、それで先方が言われる甲第10号証の3ページの「性能保証にかかわる用役量、運転経費及び維持補修費の保証」というところでの②の「基準ごみを前提とする。」というこの文言ができてきたんですよというふうな言い方をされているんですね。ここのは間違いございませんか。

○証人（重野 淳君）

裁判所に提出している私の陳述書というのを見ていただいてよろしいでしょうか。甲第17号証。

○委員（松永隆志君）

甲第17号証ですね。甲第17号書の提示をお願いします。

（証人へ甲第17号証を提示）

○証人（重野 淳君）

その6ページ目、6ページ目の(4)のところに今、おっしゃられた2,000kcalと、それから80,665tについて、私の理解していることを書いております。

○委員（松永隆志君）

ちょっとこのくだりをご説明ください。

○証人（重野 淳君）

結局2,000kcalは施設建設において発注仕様書に記載されている本施設の設計基準熱量です。このごみ熱量は用役量、用役費の変動を伴います。そういう意味で、当然のこととして経費内訳書の前提条件、前提条件か前提条件でないかといったら前提条件であると思います。基準ごみということで。

そしてまた、80,665tは平成21年度の年次計画の1日の平均ごみ量221tに365日をかけて得た計画ごみ量。ですから、計画年次前においては当然上回る、計画年次、平成21年までについてはそこまでごみが減量されていないので当然上回るわけですし、搬入ごみ量は変動要因が多々あります。施設としては搬入ごみを安定に処理できる、施設のほうで搬入ごみを処理できる状態でなくてはいけない。80,665tが処理できる施設があればよいという意味では全くありません。1年間の施設能力というふうに考えるのであれば、1日300tに365日かけた109,500tが考えようでは基礎数値ではないかというふうに考えております。ですから、80,665tとか2,000kcalが根拠のない数字だとは言わないけ

れども、これによってこの覚書の保証対象の数字であるというふうな論議は一切されていない、そういうふうに認識している、それが多分私の考えでございますし、組合でも同じ考えだと思います。

○委員（松永隆志君）

今、言われたような考えというのは私もすんなり理解ができるんですよ。そして、そういう論議というのが当然この中でも変更覚書の協議ですね、それをベースとした論議がされたんでしょう。

○証人（重野 淳君）

数字が入ったんで、何で入ったんですかと、あくまでも設計基準の基礎数値で入れていますということでしたので、あっ、設計の基礎数値だったらそうですねということでしたので了解した記憶がございます。ただ、今おっしゃられたように、これが一点保証だという協議は一切されていません。

○委員（松永隆志君）

逆にそれは、先ほどのご主張の、それが何も固定した数値ではなくて、言われたように109, 500 t、ここまでのそういうふうな能力を持つものだよというふうなことについての論議というのはその変更覚書の中でされたんですか。

○証人（重野 淳君）

施設としては当然しております。

○委員（松永隆志君）

どうもその辺がですね、佐藤さん全くその辺のこと違うように言われて、結局80, 665 tというね、それを前提としてというね、そこを説明して理解いただいたものというふうな。それは私たちとしてもそうじゃないというのがわかるのは、組合側として、言ってみれば不利な内容といえますか、応札条件とちょっと方向性の違うような内容について二つ返事でオーケー出すはずがないから、そういう意味じゃないだろうと。もともとのこちらからお願いした炉というものの機能というのからすると、それ違うなということで、言われるのはわかるんですけど、向こうはそう主張されるわけですよ。その辺が裁判の主張と違うという、違うのがあって当たり前なんですけれども、その辺は自信持ってそういうふうな協議をしたということですね。

○証人（重野 淳君）

一点保証という協議はしていないということですね。

○委員（松永隆志君）

はい。一点保証じゃなくて、今、ここで説明されました保証とか瑕疵担保の考え方については、組合側としてはこういうことなんですよということは主張したということですね。

○証人（重野 淳君）

はい。

○委員（松永隆志君）

その上でこういう協議がされたということですね。

○証人（重野 淳君）

はい。ですから陳述書にも書いております。

○委員（松永隆志君）

今陳述書の中身を読んでいただきましたけれども、そういう考え方でおられたということですね。

○証人（重野 淳君）

はい。

○委員（松永隆志君）

そしたら、その次に、今度8月12日にまた協議がされております。ここでも前回からの修正分ということで先ほどご説明がありました甲第30号証の3の一番後ろのほうのこれについての協議がずっとされております。そして、私がちょっと気になったのは、8月12日の次のページですね、1枚開きますと、ここに「千葉プラントの実績と、千葉プラントにないものがあるので、メーカーとのやり取りで積み上げたものが基礎である。ガスエンジンは実績がないのでわからない」というふうなくだりもあるんですけど、ここはどういう意味なんですか。

○証人（重野 淳君）

前回の質問でもあったと思いますけれども、水に関するもの、それからガスエンジンに関するもの、発電に関するものですね、そういったものは千葉プラントにはついておりませんので、ですから、それについての千葉プラントでのデータがないと。

○委員（松永隆志君）

それらについてはどういうふうな処理をしようということになったんですか。結論としては。

○証人（重野 淳君）

わかる範囲のデータを集めて、おたくが責任持って出せる数字を出してくださいと。

○委員（松永隆志君）

結構資料のやりとりとか突っ込んだ議論はずっとされていたわけなんですね。

○証人（重野 淳君）

そうですね。

○委員（松永隆志君）

突っ込んだ議論している割には、一番肝心なところがちょっと理解が双方違うというのが、今の結果はそうなおるわけなんですからね。

○証人（重野 淳君）

肝心なところじゃなくて、何でもないところだと思っております。ごみというのは変動するし、カロリーというのは一定にならないというのはわかっています。それで、そのためにごみピットがあるわけですから、ごみピットでできるだけ攪拌をすることによってカロリーを上げることはできます。ですから、そういうハンドリングのことでできるものですから、それを一点保証などという発想はそもそもなかったものですから。

○委員（松永隆志君）

そしたらば、基本的にJFEさんの保証としてはどういう形でしていただけるというふうな、この協議の中での最終的にはどういうふうな保証のやり方というのが合意されたんですか。さっき言われたように、覚書まではわかりやすく金額で5億8,700万円、それを超えたものとか、一定の金額がございましたけれども、この変更覚書というのはそれを量に置きかえた。そうなってくると、先ほど言われましたごみ質も変動する、そして、その上限2割というただし書きのところもあります。その辺トータルとしてJFEさんはどういう保証内容だったの。してくれるというふうに理解されて、これならいいだろうと思われたんですか。

○証人（重野 淳君）

用役についてですね。用役についてですが、結局基本的に使う電力、電気について言えば基本的に使う電力、それを余分に使った場合には、それについてその当時の電気単価でペナルティーが発生する。同じように水についてもそうですし、それからガスについてもそうです。そういう用役については数量で年間使う基準数量が出ますから、それのおおむね幾らかを超えた範囲については金額換算して精算をする。その精算はほかのものと合わせて3年で精算する、そういうふうに理解しております。

○委員（松永隆志君）

JFEさんに問いただしましても、必ずしも証人の方々は一点保証というそういうふうな言い方もされなかったんですよ、今言われたようなですね。ところが、何かその辺での食い違いがあるのかなという気はいたしておりました。

その次のページに、これ記録ではいちばん最後の打合せになろうかと思えます。10月15日。そして、この打合せは、組合側からは普通は局長とかなんかもずっと出てきておられるんですけども、重野さんと土井さんと小

笹さんですか。向こうが佐藤さんと久野さん、5人での打合せになっているんですよ、この記録がですね。これ見ますと、罰則の保証範囲についてということで、「基準ごみの保証である。最悪1,600kcal、高質でも2,600kcalで、1,600kcalでの保証ではない。」あと、「ごみが集まらないから、負荷率が下がる。JFEの責任ではない。」とか、このくだりがあるんですけど、断片的な文言で書いてあるものですから、ここをちよつとご説明願えませんでしょうか。意味合い。もう忘れられましたか。読めば大体こういうことでの協議じゃなかったかなという。

○証人（重野 淳君）

1行目の、2,000kcalのときには精算対象とならないと。それから1,600kcal、2,000kcalのときには精算が必要であると。カロリーが高過ぎたり低過ぎたりする場合は効率が悪くなるので精算が必要だと。それについては別途下のほうに精算表を作成すると書いてありますね。こういう形になるだろうということだと思います。

それから3行目の、ごみが集まらなると1炉運転などになりますので、そうすると、当然運転経費が余分にかかることになります。ですから、負荷率が上がるということになると、そういうことです。だからごみはある程度一定に入れてくださいねと。それに協議の後の段階では、じゃ、ある程度ごみがそういう状態のときにはごみが溜まるまで運転をやめる。現在、今何カ月間に一遍運転がとまっていますけれども、そういう状態になるのかなと、それまで無理して1炉運転をやらなくていいんじゃないのかという協議はしたと思いますけれども、そういうことだと思います。負荷率が上がる、下がる。

○委員（松永隆志君）

だから結局基準ごみというのが出された金額だけれども、ごみ質変わるから、ごみ質変わったときにはそれぞれ金額が変わるよ。処理経費も当然変わるだろう。だからそういうものについてはこういうふうな精算表、そういうときにはこうなるよというふうなものを作って、そして、それが20%の枠を設けるような形での考え方をここで協議したということですか。

○証人（重野 淳君）

そうです。

○委員（松永隆志君）

そしたら、まさしくこちらの主張どおりの話ですね。

○証人（重野 淳君）

はい。

○委員（松永隆志君）

これだけ資料があるということは、実際に協議された中身というのはそう

ということだったということですよ。

○証人（重野 淳君）

はい。

○委員（松永隆志君）

最後にもう一個お尋ねしますけれども、変更覚書の目的というのは何だったのかというのは、何回も言っておられますけれども、覚書との関係でもう1回言ってください。

○証人（重野 淳君）

応札条件、覚書、変更覚書についてですが、まず応札条件をなぜ設けたかというのは、当組合が施設建設請負契約の内容とする経費削減の枠組みをつくり、受注者が設計工事を請け負う施設は応札条件に定めた経費におさまる施設でなければならないということをおおきく、前もって定めておいて、これに応じるものだけ入札させるという方法にしております。応札条件についてはですね。

今、お尋ねの覚書については、契約によって特定された処理方式について、技術的細目を追加、変更するばかりではなく、施設が契約どおりの性能を具備し、安定的に稼働することを前提に施設の将来、15年間ですけど、15年間の稼働について性能保証、瑕疵担保、罰則などについて取り交わしたものです。

そして、覚書と変更覚書については、それは用役の部分だけを数量換算に変えたものです。この変更覚書と覚書、応札条件については、あくまでも前のものをもとに後のものをつくっているということになりますので、それは受け継がれているものということで基本的な矛盾、齟齬はないと考えております。

○委員（松永隆志君）

わかりました。そしたら、もちろんそこなんですけれども、この第10号証をちょっとご覧いただきますと、その変更覚書ですよ。

（証人へ甲第10号証を提示）

○委員（松永隆志君）

最初の1ページ目、ここの関連図書、これはもう覚書にも関連図書という項目がいちばん最初に出てきておまして、甲第10号証と甲第8号証をちょっと見比べながらいきますと、関連図書ということで、覚書のほうでは関連図書ということで工事請負契約とか発注仕様書とか応札条件とか契約設計図書とか、こういうことが書いてあるわけですね。そして、今度はこの関連図書、量も増えたんでしょうけれども、この関連図書というのが関連図書だけ挙げてあるならば私は何も問題ないんですけれども、ここの関連図書のく

だりの中に、関連図書と書いてあるところの4行目の後段のところ、「本覚書のほか以下の書類」関連図書ですね、下に書いてある「矛盾、齟齬等がある場合には、本覚書の規定が優先するものとし、以下の書類間に矛盾、齟齬等がある場合は、号数の若いものの規定が優先するものとする。」さっき言われたように、一連の流れからすると本来矛盾ないはずなんですよ。それが何でこういうふうな文言くだりを入れられたのかなど。今のご説明からいくと、何も覚書と矛盾しないような考え方でしょう。これ当然JFEさんからのご提案で入ったんですか。

○証人（重野 淳君）

すみません、どちらの提案で入ったかは覚えておりませんが、これについての見解も言ったほうがいいんですかね。

○委員（松永隆志君）

はい、これについてはどういういきさつでこのくだりが入ったのか。

○証人（重野 淳君）

すみません、どういうくだりで入ったかは覚えていませんけれども、そういうのを明確に、こういう書き方をしてどういう話が出た、別に矛盾、齟齬がないと思っていますので、問題ないんじゃないですかという話をしております。

これについての見解ですが、私の甲第17号証の5ページ、(2)、この置きかえるものとするということについてですが、「協議において、性能保証に関する覚書（変更）で、できるだけすべてが読み込めるように作成しようという考えと、当初覚書と変更覚書の実質内容は、全く同じであるので、置きかえるものとするという表現は妥当であると考えます。そして、この表現によって、応札条件と当初覚書が無効になったという解釈ではなく、またそういう協議は全くされていない。」と、その下の部分ですが、(3)の部分です、本覚書と以下の書類との間に矛盾、齟齬がある場合ということですが、「新たな書類は、前の書類と内容的には同一であり、かつ、前にないものは新たに追加されたにすぎないから、矛盾、齟齬等は発生しない。」と、そういうふうに考えております。

○委員（松永隆志君）

矛盾、齟齬が発生しないところに今、矛盾、齟齬が発生しているんじゃないでしょうか。

○証人（重野 淳君）

ですから矛盾、齟齬が発生しないということは、一点保証という読み方はあり得ないというふうに思っています。それを一点保証で読もうとするところが無茶だと私は思っています。



○委員（松永隆志君）

この甲第10号証のこの記述のときに、「矛盾、齟齬がある場合は、号数の若いものの規定が優先するもの」と。本来ならば、それ矛盾、齟齬があったら別途協議するとか何かの表現でもよかったろうに、そもそもの考え方からするならば。なぜここで号数の若いものと序列をつけてしまっているのかなど。ここはどういう理由なんですか。

○証人（重野 淳君）

工事契約書関係でそういう表記がありますので、これについてもそれに倣った形だと思います。

○委員（松永隆志君）

そして、この若いものといったら、当然1が2よりも若いから1が優先するということですよ。若いというのは下の7が若いんですか。

○証人（重野 淳君）

いや、数字が少ないほうが若い。

○委員（松永隆志君）

そうでしょう。そうすると、どっちかという、応札条件とかなんかはこれ一番低くなっているわけですよ。本来私ら、この応札条件とか、ここが一番基本になるべきところというのがなぜこういうふうな順番でなっているのかなというその辺も、その順番やなんかも協議されたんでしょう。

○証人（重野 淳君）

応札条件はあくまでも4機種、6メーカーに対応できる内容でした。それが覚書で1社1メーカーの、1機種1メーカーのものに対応するものになりました。具体的に精算方法まで示しましたのは変更覚書です。ですから、今までの基礎に基づいてきちっと精算までできる方法を作ったのが変更覚書と。そういう形では、何というんですかね、齟齬なくきちっと積み上げてきているというふうに考えております。ただ、それを齟齬があるような読み方をするのがそもそも読み方の間違いだというふうに私は思っています。

○委員（松永隆志君）

そしたら、JFEさんの読み方そのものが間違っておられるというのがこちらの。

○証人（重野 淳君）

はい、それが訴訟になっている。

○委員（松永隆志君）

わかりました。そしたら、この順番とか何かわかりますけれども、そしたら、覚書そのものというのは変更覚書で置きかえられているから、もうこの第10号証の「なお、乙は」というこのくだりがありますね。甲第10号

証の頭のところの記の上。結局覚書そのものはこの関連図書からも外れているわけですね。これは覚書の内容そもそもがこの変更覚書にそのまま引き継がれているから、もうこの関連図書じゃなくて、そのままいったんですよというふうなのが組合の主張でしょう。

○証人（重野 淳君）

そうです。

○委員（松永隆志君）

そこはもう1回きちっと確認させていただきたいと思います。わかりました。

そしたら、本覚書の締結と同時に前覚書を本覚書に置きかえるものとするというのは、そもそもその覚書の中身そのものがこの変更にも引き継がれているというふうな考え方、そこは間違いございませんね。

○証人（重野 淳君）

はい。

○委員（松永隆志君）

わかりました。そしたら、もう1つちょっと疑問点というか、出てきたのが、この変更覚書の存在ですね。これは先ほどちょっと議会にも報告事項とか言われていたんですけれども、ずっと議会に出てこなかったんですよ、事実として。20年の第1回議会まで。それは組合側の主張としては、JFEさんがこの変更覚書の内容の詳細はやはりこの機械の性能まで表に出てしまう部分もあるので、そしてまだ精算されていない金額もあるので、やっぱり外には出さないでくれという、向こうからのあれがあったというふうに、今までこう。議会の中でもそういう答弁がされているんですよ、局長やなんかから。その点については、確認しますが、どがんなんですか。JFEさんはそんなこと言った覚えがないと言われるんですよ。

○証人（重野 淳君）

変更覚書を概要版にして議会でご説明しております、全協でですね。私がいる間に。そのときに金額部分がほかの施設と比較されて高い安いの話になるからそこは伏せてほしいという形をJFEの営業の久野さんを通じて受けております。

○委員（松永隆志君）

そしたら、概要版じゃなくて、詳細版そのものを出すことについては、JFEからはやっぱりそれ出さないでくれというのは言われたということですか。

○証人（重野 淳君）

詳細版をこの原文のまま、特に後半のほうには精算方法までついています

ので、こういう説明をするよりは概要版でご説明申し上げたほうがわかりやすいという形で、多分皆さんがお持ちの概要版のA4 1枚の概要版を使って議会でご説明申し上げたと思います。

○委員（松永隆志君）

こちら辺についてはほかにも関連でその当時の状況なんかはご存じの方もあられるので、また質問が出るかもしれませんが、JFEさんは皆さん聞いたら、そもそも議会への報告なんだから当然されることだから、その辺については自分たちから何も言った覚えはございませんという言い方を終始されていたもんですからですね。当然組合としては向こうから言われたということで、その後の局長さんやなんか、最終的に出す前についてはJFEさんに確認とっているという事実もあるので、向こう側が関与してというふうなことをやっぱりずっとそういうことで引き継いでこられたと思うんですけども、重野さんの段階では、今、言われたように金額がある部分とかなんかはやっぱり外してくれというJFEさんからのそういうことがあったということですか。

○証人（重野 淳君）

はい、ありました。

○委員（松永隆志君）

それはだれですか。久野さん。

○証人（重野 淳君）

久野氏ですね。

○委員（松永隆志君）

久野さんも聞いたんですけど、何か久野さんはそもそもそういうこととはということで、久野さん自体もまたちょっと違うことを言っておられたもんで。わかりました。

そしたら、最後に年間経費内訳書が出てきますよね。これは入札のときの前ですよ。応札条件を提示しまして、年間経費内訳書というのが5億8,700万円ということで出てきますね。応札条件が6億7,500万円。これより少ない数値じゃないとそもそも入札参加できませんよということで出されたと思うんですけど、ほかのメーカーさんは大体それに近い額で出ているんですけども、川崎製鉄さんだけが5億8,700万円と。何でえらく自信持って安いですねという話をしたら、いえいえ、それはですねと、6億7,500万円ぐらいで組合に持っていったら、もう一段努力してこいということで1回突き返されて、努力して5億8,700万円にしたんですよという話で。どういうことなんだろうかなということで私も理解に苦しんだんですけど、そういうお話ご存じですか。

○証人（重野 淳君）

応札条件を設定する前に、たしか4社からだったと思うけれども、応札条件に係る質問書を出して、回答書を受けています。回答書で出された金額がございませう。それぞれのメーカーの金額を平均する形で応札条件を定めております。ですから、応札条件に係る回答書、5月ぐらいに出てきたもんだと思いますけれども、入札前に出た、それと今度応札条件がそれでこちらが決めたからといって金額が変わるんですかと。変わるんならどういふ理由で変わるんですか。前おたくが出した数字を元に応札条件を定めたんですよ。もちろん川崎製鉄さんみたいに低いところもあったし、高いところもあった。でも、平均して定めて、定めた中でやれますかというところを全部してやれますよという返事。低く出したところは、じゃ、そこまで上げていいのかという話ですよ。そうじゃなくて、前出された文書と齟齬があるんならば、食い違ふところがあるんなら、どういふ理由で食い違ふんだという説明をしていただかないと、そのままオーケーというわけにはいかないですよというお話は差し上げたと思います。

○委員（松永隆志君）

わかりました。それで一定理解できましたけれども、結局、川崎製鉄さんはそもそも処理経費というのを安いあれでかなり出しておられて、それで応札条件6億7,500万円というので提示した、それは各社の平均でしてから、そもそももっと安くできるよとメーカーの資料にあったのが、応札条件を出したらそれに合わせてこられた。だからそれはおかしいんじゃないの。もともとあなたのメーカーさんはもっと安くできると言っていたでしょうと言ったら、5億8,700万円のそれで出してこられたということですね。

○証人（重野 淳君）

そうですね。だからきちっとした説明がつくんですかという形でお尋ねして、そしたら元の数字で出してこられた。

○委員（松永隆志君）

それは重野さんがメーカーの担当者にこれはおかしかろと言われたんですよ。

○証人（重野 淳君）

はい、私が言ったと思います。

○委員長（西口雪夫君）

ここでしばらく休憩をしまして、10分から委員会を再開します。休憩に入ります。

（午後3時00分 休憩）

(午後3時10分 再開)

○委員長（西口雪夫君）

休憩前に引き続きまして、委員会を再開いたします。

松永委員より質問を続けさせていただきます。

○委員（松永隆志君）

もう私予定しておった質問全部終わったんですけど、最後に1つちょっとお尋ねしたいのが、この変更覚書の4ページ目、性能保証に係る用役量、保証のところですね、これの⑤、4ページ⑤があるんですよね、⑤見ていただけますでしょうか。（「はい」の声あり）

ここのくだりで、物価上昇や何かでごみ量が変わる。そういうので色々処理経費も変わってくると、ここまでわかるんですよね。そして、前提条件と異なる場合においては、この上記②の前提条件、これが今、裁判でも問題になっている基準ごみで2,000kcalで年間80,665tと異なる場合においては、その事由によってこう書いてあって、その次の次、「罰則等の規定は適用されない。」この主語と述語をこうすると、これ途中で理由書いてあるんですけど、「前提条件と異なる場合において」、最後の「罰則等の規定は適用されない。」、こう読めてしまうわけなんですよ。ここについては当時担当されていて、この文言についてはちょっとこれはというふうな疑問点とかお持ちになりませんでしたか。この途中で、「その事由により」とか、「保証範囲を超過した場合には、別紙1と定める。」と、こう書いてあるんですけど、頭とおしりをもっとですね、まあこれをJFEさんは主張されておると思うんですけど、ここについてはその当時、これが話題になって、この読み方というのはどういうことなのかという、そのところちょっとご説明いただきたい。

○証人（重野 淳君）

協議の段階では話題になっておりません。

○委員（松永隆志君）

しかし、重野さんとしてはこれ全部何度も精査されたと思うんですよね。

ここの文言については、これはという疑問を持たれませんでしたか。

○証人（重野 淳君）

協議の段階で特別書き直したところとか、そういったものは挙げるようになっておりましたので、協議の段階で挙げておりませんので、それほど気にとめておりませんでした。

○委員（松永隆志君）

しかし、前提条件と異なった、前提条件以外のところは罰則規定適用されないというふうに読まれてしまう可能性もあるなというふうな疑問点も、そ

のときは持たなかったということですか。

○証人（重野 淳君）

そういう何通りも読み返して文言の精査というところまでは至っておりませんでした。

○委員（松永隆志君）

まあ本当はもうちっとこの辺よう読んでもらうて、そういう読み違いとか、そういうのがないような形にやっぱりこの辺精査すべきものだったなと思いますけど、反省としてそがん思わっさんですか。

○証人（重野 淳君）

そうですね、裁判の陳述書を各段階において弁護士の先生ともお話ししたときに、もうちよっところこういう部分は弁護士に相談するなり何なりの時間を置いたほうがよかったねという話はいただきまして、そのとおりでと思いました。

○委員（松永隆志君）

そういうところの反省はあるけれども、協議そのものとしてはもう先ほどから主張されているような中身できちっと話としては考え方にしろやってきて、ここの文言はこうなっておるけれども、その辺についても自分たちとしてはもう主張どおりのことだということですよ。

○証人（重野 淳君）

そうです。

○委員（松永隆志君）

はい、わかりました。

委員長、今、いちばん最初に質問しました、この覚書の締結時期、これについては組合側が主張するとおり書類としても残っているわけですよ。それで、確かに、その1年も遅れるということは、結局存在しない会社の印鑑をついた書類が残っているということになりますし、その時期についても余りにもそれはちょっと整合性とれないというのが私の正直な感想です。なおかつ、それは佐藤さんに何回も委員長を含め確認しましたが、そこで主張されているのが、向こうの勘違いなのか、それとも虚偽の証言をされているのか、その辺のところ判断つきませんので、それらについては後もって委員会でもちよっ検討事項として提起しておきたいと思います。

以上です。

○委員長（西口雪夫君）

書記、すみません、証人に甲第4号証をちよっ提示をお願いします。

（証人へ甲第4号証を提示）

○委員長（西口雪夫君）

今のと、関連してなんですけど、これページ、応札条件の後をちょっと開いてください。もう一度あけてください。ここに案がございますね、性能保証に関する覚書の案が後にありますね。

○証人（重野 淳君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

これと甲第8号証の性能保証に関する覚書、これ比較したらほとんど文章変わっていないんですね、案と実際の覚書がですね。まあ変わっているとすれば、6億7,500万円のところが5億8,700万円年間経費内訳、それが提示された金額に変わっておるぐらいのものじゃないかなと思うんですけど、これだけ変わっていない覚書の締結に案があって、どうしてそんなに期間がかかったんですかね。

○証人（重野 淳君）

回答がすぐすぐ戻って来ない、回答と言うんですかね、印鑑ついたものがすぐすぐ戻ってこなかったのは、向こうは設計とか、そういったものがある程度積み上がらないと、本当に経費の部分等、不透明なままで渡す形になりますので、もうちょっと待ってくださいというのを何遍か言われた記憶があります。

○委員長（西口雪夫君）

こちらから請求は、もう少しそういう催促はしたんですか。

○証人（重野 淳君）

はい、何遍もできるだけ早く返してくださいと、そしてこちらの印鑑ついてお返ししますという形で話はしたと思います。

○委員長（西口雪夫君）

その年度内というのは覚えていらっしゃいませんか。

○証人（重野 淳君）

いいえ、はっきり覚えていません。

○委員長（西口雪夫君）

その辺がちょっとはっきりできればですね。年度内の3月31日に済んだか、年度超えてしまったかの記憶はございませんか、はっきりした。

○証人（重野 淳君）

すみません、よくわかりません。

○委員長（西口雪夫君）

それともう1点、先ほど応札条件の6億7,500万円を決めるとに4業者ぐらいから提示をしていただいたという話を聞きました。それはどこの業者ぐらいでどれくらい金額、少し覚えていらっしゃいませんか。何業者ぐら

いで。

○証人（重野 淳君）

事務局長が作った書類の年表みたいなものにずっと書いてあると思うんですけども。

○委員長（西口雪夫君）

今回私たちが提示してもらった資料には載っておらんやっただと思います。

○証人（重野 淳君）

ないんですかね。

○委員長（西口雪夫君）

にはですね。

○証人（重野 淳君）

経歴表みたいのが。

○委員長（西口雪夫君）

説明資料の中にもちょっと載っていなかったんですね、それがですね。私もそれがどこにあったかなと思って。

○証人（重野 淳君）

その、はい、縦長。

○委員長（西口雪夫君）

はい、どうぞ、いいです、見てください。

（証人資料確認中）

○証人（重野 淳君）

これです、これが回答です。

○委員長（西口雪夫君）

これが4業者ですね、この業者名等あれば、少し思い出しませんか。

○証人（重野 淳君）

4業者は、川崎製鉄ですね。

○委員長（西口雪夫君）

あっ、川崎入っていたんですか。

○証人（重野 淳君）

4機種ですから、川崎製鉄と。

○委員長（西口雪夫君）

新日鉄。

○証人（重野 淳君）

新日鉄ですね。それで、流動床がどこだったかな。

○委員長（西口雪夫君）

タクマとあと荏原ですかね、それとも日立造船が入ってきておる。



○証人（重野 淳君）

ああ、入っていないです。だから、入札した業者のうちですから。

○委員長（西口雪夫君）

入札参加したのはタクマと荏原、あと日立造船。

○証人（重野 淳君）

日立造船入っていないんじゃないですか、入札には。

○委員長（西口雪夫君）

入札には入っておるでしょう。

○証人（重野 淳君）

いや、入っていないんじゃないですか、よく覚えていないですけど。

○委員長（西口雪夫君）

ちょっと待ってくださいね、調べてみます、私。

○証人（重野 淳君）

あっ、タクマがキルンですね。それから（「日立」の声あり）

○委員長（西口雪夫君）

日立造船入っていますね。（発言する者あり）日立入っています。入札にはですね。（「タクマ入っておる。新日鉄、荏原」の声あり）

○証人（重野 淳君）

ああ、タクマ、荏原だったんじゃないですかね、よく覚えていないんですけど。

○委員長（西口雪夫君）

タクマ、荏原ですね。

○証人（重野 淳君）

はい。と新日鉄と川鉄ですね。

○委員長（西口雪夫君）

このときやはりあれですか、川崎製鉄さん特別、5億8,700万円近くの金額を提示されておったんですか、やっぱり。

○証人（重野 淳君）

はい、それぐらいの金額だったと思います。一番安かったのが平均も下がったと。やはりシステムが違うからかなというふうに理解しておりました。

○委員長（西口雪夫君）

ああ、そうですか。はい、わかりました、すみません。

それと、この前、佐藤証人の証言の中で、その変更覚書に対しては相互理解の上でこれは締結しましたというふうな証言を何回もされたんですね。相互理解したと、その80,665t、その年間基準ごみで80,665tは相互理解した上でちゃんと調印しましたよということを証言があったんです

けども、お話ししていなかったんですね。

○証人（重野 淳君）

だから、基本的事項ですよ、設計のための諸元として基本的事項ですよというのはそうですねという理解はしました。ただ、それからずれたら保証します、しませんという話は全然していません。

○委員長（西口雪夫君）

全然なかったんですね。はい、わかりました。私からは結構です。ほかにございませんか、各委員のほうから質問を受けます。はい、町田委員。

○委員（町田康則君）

はい、お聞きします。やはり私、覚書までは、当然今さっき聞きまして、6億7,500万円から1億円近く差があったのは、元々4社の見積もりをとったと。その中で、川崎製鉄が一番低く見積もりのときは出してあったのに、しかし、今度は見積もりのときは低かったんですけど、実際上に出てきたのは、この6億7,500万円に近かったんですかね。

○証人（重野 淳君）

すみません、6億7,500万円が応札条件で提示した額ですかね。（「はい」の声あり）受け取っていないですから、それに近い数字が出てきた分は、受け取らずにもうお返ししています。だから記憶にございません。多分、前と何で違うんですかというのをして、違う理由が。

○委員（町田康則君）

はい、わかりました。

そしたら、その実際上、川崎に決まった後に、決まった後に年間経費として出してきた川崎さんは、こちらは4社の平均で6億7,500万円だけど、あなたのところは一番低かったでしょうと。それで契約しますということで覚書を決めたんですね。

○証人（重野 淳君）

入札前に出していただいています。

○委員（町田康則君）

ええ、入札前に出してもらって、入札後に、それで覚書を決めるときですよ、覚書を締結するときには1億円ぐらい下がっているでしょう。5億8,700万円になっているじゃないですか。覚書の平成14年12月2日のときには。

○証人（重野 淳君）

すみません、そちらは資料を見て言われているんですけど、私は資料を何も見らずに話ししているのです。

○委員長（西口雪夫君）

ちょっとすみません、私勘違いしております、ここに見ましたら、平成14年10月15日に依頼されて出てきております。確かに今言われたように、川崎製鉄から5億8,652万円が提示されていますね。その平均で6億7,500万円、確かに、ですからおたくが言われたように、最初あなたは5億8,652万円という安い数字をしておいて、何でできないのと言われたのはわかります、わかりました。はい、すみません。

○委員（町田康則君）

それで決められたと、5億8,700万円最初出してきた。それはわかるんですけど、この覚書の変更ですね。変更のときにはまた1億円ぐらい下がっていますよね。3年間で14億6,100万円なんですけど。それを3年で割ると4億8,700万円になるんですね。

○証人（重野 淳君）

あのですね、変更のときには、結局用役分は抜くわけですよ、だから当然用役分は抜けます。それから、当初入札の時点で、入札の時点でというか、設計の中に盛り込まれた部分で実際施工はしないというふうになった部分とか、それからこの部分は余分に施工してくださいとなった部分の差し引き等があったので、それもこういう協議を重ねて実施設計に基づいて算定し直しています。だから丸々そのままの数字が横に滑るという形ではないのでご理解いただきたいと思います。

○委員（町田康則君）

用役費というのは、それは1億円下がっていますけど、1億内で、もちろんそのときはまだできていませんから、稼働していませんからわからないと思うんですけど、1億内で用役費ができると思われたんでしょうかねと思います。

○証人（重野 淳君）

だからプラス、マイナスがありますから、ほかに増減要素がありますから用役費が1億かどうかというのはよくわかりません。まあ覚えていることは、電気代は大体ゼロでやりくりできるよというふうに向こうが最初提示してきているのは覚えています。あとはすみません、資料ありません。

○委員（町田康則君）

僕が思うのは、覚書で用役費を含まない、だから全くそれは一緒だったと言われるんですけど、實際上17年度の実績で、17年の実績はほかで覚えていらっしゃると思うんですけど、電気代で全然ゼロというのが2億円近く掛っています。ガス代が3億幾ら掛っているんですよ。いや、だから、その用役費をせっかく私は応札条件で全部電気代もガス代、用役費が入っていたのに、それを何で抜いたのかな。そこで僕はどうしても組合のほうがだま

されたんじゃないかなと思っているんですけど、そこはどうですか。

○証人（重野 淳君）

すみません、資料を持っていませんので、17年4月以降は私おりません。

それで、前回も申し上げたとおり、かなり当初運転できなかった部分は、運転するほうのスキルの問題、マンパワーの問題、そういったものが影響しているのかなというふうに私個人としては思っています。施設の能力とかいうことではなくてですね。

○委員長（西口雪夫君）

ほかにございませんか。

じゃあ書記ちょっとごめんなさい、甲第44号証をちょっと提示をしてください。

（証人へ甲第44号証を提示）

○委員長（西口雪夫君）

年間超過経費ですね。今、先ほど町田委員が質問された、その当初覚書に対しまして、17年、18年、19年度の超過経費が出ているんですけども、多分その電気が4,000万円近くですね、基本料金と足してみても4,400万円になる。私がちょっと今、資料を持ったものでもすみませんけれども、あと、ガスが多分6,000万円近く数字が、応札提示あっていると思うんですね。わかりますかね。（「はい」の声あり）ですから、私はその資料を、応札条件からいけば1億、足しても1億2,000万円ぐらいになりますので、多分組合側としてはどうですかね、1億ぐらいで足りるんじゃないかなという見方をされたわけですかね、実際。

○証人（重野 淳君）

電気について言いますと、大きな電力で契約しております。運転し出すと2、3年運転して実績が下がりますので、契約を下げるとゼロになりますという話を当初聞いておりました。それが緊急停止をしたり、雷により何とかがあったというふうに聞いておりますけども、そういうことで電気の契約は下げられないまま、基本料金が高いままになっていると。それがやっぱり電気がうまくコスト的にいかない原因の大きな要因だと思います。だから、最初も初年度は電気については赤字です。

ただ、基本契約を変更することによって、実績によってそれはゼロに持っていけますというふうに聞いておりました。

○委員長（西口雪夫君）

私どもが調査した中で、川崎製鉄側がこちらの組合に出された資料では、外部エネルギーも不要だとか、あるいは電気を売電していいような宣伝文句とございますか、パンフレットがあったものですから、組合としてはやはりそ

れを信じざるを得なかったかなというふうな気がするんですけども、どうですかね。

○証人（重野 淳君）

まあパンフレットどおりとはいかないまでも、ある程度のものは期待できるものというふうに考えております。

○委員長（西口雪夫君）

ほかにどなたか質問ございませんか。なかったらよろしいでしょうか。ありませんね。

それでは、長時間にわたりましてご協力いただきましてありがとうございます。

以上で重野淳氏の証人尋問を終了いたします。ありがとうございました。退席をお願いします。

○証人（重野 淳君）

どうもありがとうございました。

（証人退室）

○委員長（西口雪夫君）

それでは、5分後に、委員会再開の前にちょっと協議をさせていただきたいと思います。

（午後3時29分 休憩）

（午後4時05分 再開）

○委員長（西口雪夫君）

休憩前に引き続きまして、委員会を再開いたします。

今日一段落、今までの予定どおりの尋問が済んだんですけども、今後どなたか証人尋問、呼ぶ方がいらっしゃれば提案をしてください。はい、笠井委員。

○委員（笠井良三君）

変更覚書の締結までの至るところで、やはりまだまだ調査すべき点があるんだろうと思いますので、一番最初から係わっておられる奥村さんあたりに証人尋問を行っていただきたいなと思うんですが。

○委員長（西口雪夫君）

今、笠井委員のほうから、JFEの奥村さんを証人尋問すればといったご意見ございますけども、いかがですか。

（「賛成」の声あり）

○委員長（西口雪夫君）

では、賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○委員長（西口雪夫君）

全員賛成ということで、奥村氏の証人尋問を決定いたしたいと思います。

日にちを、今日ぎりぎりなんですけども、議長にお願いしまして早目に決裁していただいて、前回予備日としておりました6月4日、この日に10時からということによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○委員長（西口雪夫君）

それと、前回JFEに対しまして、JFEが負担している経費について提出してくれと行った、出しておったんですけども、裁判に影響するかもしれないということで提出されておられません。これに対しまして、もう1回再考してくれということで委員長に任せてもらってよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○委員長（西口雪夫君）

はい、わかりました。

それでは、この資料に対しましては、こちらのほうからもう1回再考をさせるように手続をとらせていたただきたいと思います。

ほかに何かございませんかね。はい、松永委員。

○委員（松永隆志君）

当然、この最終報告まとめんばいかんわけですたいね。

○委員長（西口雪夫君）

はい。

○委員（松永隆志君）

それで、ほら、議事録が出てくるのは5月末でしょう。

○委員長（西口雪夫君）

そうです。

○委員（松永隆志君）

それから素案とかやっぱり作って最終報告書を作成して、7月だからもう時間ないわけですたい。

○委員長（西口雪夫君）

ないです。

○委員（松永隆志君）

その辺についてはどういうやり方でするか、次のときぐらいに決めていかんば、そのパーツで分けるのか何をするのか。

○委員長（西口雪夫君）

うん、そうですね。

○委員（松永隆志君）

それと、もういっちょはその、今回の目的は、何もそのほら、変更が要するところなんて要は、その手法でどうだったというだけで、裁判の争点として違うだけの話で、そこで終わるだけなんよ。で、要は最初のほうに言いよったのは、この機種そもそもがやっぱり機種としての機能を備えていなかったんじゃないかと。その辺の詰めというのは、例えば、どの辺まで書けるのかなと。確かに石河さんには聞いておるんだけど、石河さんとか津川さんの意見を羅列したって、それは委員会として何も向こうに聞いたことじゃないけん、やっぱり向こうの技術屋さんに対するあれというのは、まあそこまでは書けんとかもしれんけれども、何かやっぱりその辺は必要かなと思うんですが。

○委員長（西口雪夫君）

具体的には。

○委員（松永隆志君）

具体的には本当に、だから欠陥なんて言えんと、今のままのあれだったら、だまされたの欠陥のと言うけど、そういう言い方は絶対できるわけなんかないわけです。その言い方だけでだまされたの欠陥だのと言うこと自体、私この委員会としてはちょっとおかしかとじゃないか、それだけ証拠も、それ思い込みだけの話でしょうが。だから、それを裏づけるならもっと、そのだまされたとか欠陥と言うならば、そこをもっと詰めんばいかんでしよう。そうせんと、報告書がそういう趣旨じゃなくて書くと言うならばそれでよかけれども、だまされたとか欠陥という主張を続けるならば、これじゃあただこちらのご意見だけで終わってしまうけん。何か、それについて皆さんご意見あつとかな。

○委員長（西口雪夫君）

ちょっと今の松永委員に対して何かご意見ございますか。はい、町田委員。

○委員（町田康則君）

私は、普通の人がこれだけの、出来上がって新品の状態でこれだけのトラブルがあつて、そしたらこれはやはり欠陥品だと言うのが普通じゃないですか。それを性能的に云々という、それは僕らはみんな、その何というかな、そういうふうなところのプロじゃないからあれけど、普通の人で見方でいいと思うんですよ。それをちゃんとここで聞いて、トラブルがこれだけあったということもあるし、最終的に水まで入れておつたと。そこで、これ隠すために入れていたんですから、結果的に。だから、これは欠陥品というのを突きつけた。そして、それはそれでいいと思っています。そうしないと、証人は、J F Eは絶対欠陥品と言わないですよ、最初からそれは。だから、普通の人で感覚で、後ほど色んな裁判なんかもそうですけど、普通の人で感覚だ

と絶対これ聞いたら欠陥品と。もしですよ、本当車でも何でもいい、買うたばっかりでこれだけ色々あったら、それはだれでも言いますよ。その感覚できちっと、これは欠陥品でしたと言えるんじゃないかなと思いますが。

○委員長（西口雪夫君）

まあ欠陥という名前を表に出すか、能力が発揮できていないという、どうまとめるかどっちか。

○委員（町田康則君）

それはだまされたかどうかというのはわからなくても、欠陥品というのは言える。（「まあ欠陥というのが性能を発揮していないと」の声あり）発揮していないと、欠陥なんだから。

○委員長（西口雪夫君）

性能は発揮していないということははっきりですね。はい、柴田委員。

○副委員長（柴田安宣君）

それは取りようと思うんですよ。ただ水を入れた、トラブルがあった。それは解決して一応能力的には動いてきたですよ、その経費はだれが持つかは別として。ただ、いまだにコスト性能は当初計画とすれば、彼たちが出した数字からすれば相当な違いがあると。これはもう現実だと。だから、それをごまかすために、あのいわゆる変更覚書の中で罰則規定を適用されないような文言として、まぎらわしいようなやつでとってきたと。その2頭立てで来ているから、彼たちとすれば自分たちは正当なんだと。

ただ、きょう初めてびっくりしたのは、5億8,700万円の金額は彼たちが出しておった。一番安い値段だと。それが、この前、佐藤証人は、これは最初からこれじゃやりきらんと言いつつと。言うたと言いつつながら何でそれを出したのかと。ペテンにかけるためのことじゃなかったのかと。それを確認せんことには物は言えんと思います。自分たちが出した品物が最初からこれじゃでけんということ自体がさ、そんならペテンにかけるためにこの入札でとったとかということですから、欠陥というよりか、この炉の欠点たるコスト性能がいまだに解決しとらんのため、これは欠陥というよりか、この経費に係る、当初は委員長が今日も言いつつのように、カタログから見れば外部エネルギーは要らないと書いてある。その中で、そんならいいなということで入れてみたら、最終的に入札で入ったんだろうけど、入れてみてやりかかった時点でコストが掛ってきた。完全な実験炉をこさえられて、しかもコストの精査のできていない段階でいよいよ乗せられてしまったということじゃから、これを何らかの形で確認せんことには、あなたが今、言ったようなものは通用せんと思います。

○委員（町田康則君）



そんなことないと思いますよ。私はこれだけ証人出て色々出てきた資料で、私どもも知らないこともいっぱい、裁判の記録なんかを見て、普通の人が普通の感覚で見た場合に、これは欠陥品と言えなかったら何を欠陥品と言うんですか。これだけトラブルのあるような、トラブルがあるのが当たり前という言い方は、何か、その専門家は言いよったけど、そんなことはないですよ、それ自体がおかしい、それ自体がおかしい問題だ。

○副委員長（柴田安宣君）

だけど、例えば、そのシャフト炉たいな。石巻とか、それから茨木市みたいな、彼たちも最初は叩かれてきて、何年もかかって正常に動くようになって、トップバイザーのシャフト炉という形をとれてきたんだから。だから、それを言うときなれば、何年かかかればようになってきたじゃないかと。

○委員（町田康則君）

だけん、売るときにね、本来ならそれだけのことを調べて売る、川崎側が調べてから売るのが本当ですよ。こっち側が、市が運転しながらね、それは試験場じゃなかですか、そんなもので売ってもろうては困るもん。そうですよ、絶対おかしいですよ。

○委員（松永隆志君）

ただね、要はその表現と、その裏づけたい。

○委員（町田康則君）

もうこれ裏づけ、これだけの皆さん時間とあれとかかって、これは欠陥品であると私言えると思いますよ。これで言わなかったらどがんとき言うんですか。どがん調べたっちゃ言えるよ。

○副委員長（柴田安宣君）

外部電力は要りませんというふうに書いてあるのは事実だから。

○委員（松永隆志君）

だから、そういうふうな実証とその実態とがかけ離れているということは言えても。

○委員（町田康則君）

それは欠陥品でしょうだい。

○委員（松永隆志君）

元々の言った義務を果たしていないでしょう。

○委員（町田康則君）

だから欠陥品でしょう、それ。それを欠陥品じゃなかったから何と言うんですか。うん、それは欠陥品ですよ。

○委員（上田 篤君）

柴田さんは、じゃあもう1回、佐藤さん呼んだらよかということになるわ

けですかね。柴田さんの言われるごと、もう1回あれを問い正して、その上でやったほうがいいと。佐藤さんの言い分を。

○副委員長（柴田安宣君）

いや、現実にさ、水ば入れたり能力が悪かったり、処理能力が悪かったたいな。それはもう、それを改善してからはコストはともかくとして、能力はアップしてきてあったんです。

○委員（上田 篤君）

それ今はですね。

○委員（町田康則君）

今はですね。

○委員長（西口雪夫君）

ここで、委員会を休憩し、一旦協議会に切り替えます。

（午後4時17分 休憩）

（午後4時28分 再開）

○委員長（西口雪夫君）

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

協議は一応こちら辺で終わらせていただきます。あと、私いっちょ皆さんに諮りたいんですけども、議長がまだ1回も顔を出してくれんとですもんね、この百条委員会に対しまして。

○委員（上田 篤君）

1回もですかね。

○委員（町田康則君）

1回も来とらん。

○委員長（西口雪夫君）

最初委員会のあったとき顔出しましたかね。（「はい」の声あり）1回正面に、1回来た。

○委員（町田康則君）

あつ、委員会、委員会、証人尋問じゃなかつたときね。

○委員長（西口雪夫君）

証人尋問じゃないときにですね。

○委員（松永隆志君）

うん、その証人尋問を決めるときに来らした。

○委員長（西口雪夫君）

決める、何かのときに1回ですね、私の……。

○委員（松永隆志君）

うん、あのほら、吉岡さんも決めたとき。

○委員長（西口雪夫君）

正面におらしたな。そきとき1回きりでですね。

○委員長（西口雪夫君）

顔を出さっさんですもんね。この辺が、今日でも一緒なんですよ。結局もう議長まで決裁は上がっておるんですけど、それがおりて来んもんで、私も今回されんわけですたい、論議も。

○委員（町田康則君）

ああ、西口委員長と松永さんと、きちっと。

○委員長（西口雪夫君）

そいけん、その辺、私委員長として一言議長のほうにも意見を申し上げてもよかでしょうか。私のほうから議長に対してちょっと意見を申し上げさせてもらうてよかでしょうか。

（「はい」の声あり）

○委員長（西口雪夫君）

はい、わかりました。そのようにさせていただきます。

次回の委員会は6月4日の午前10時からを予定しております。

それでは、今回の委員会を閉会させていただきます。お疲れさまでした。またよろしく申し上げます。

（午後4時30分 閉会）

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

ごみ処理施設に関する調査特別委員会  
委員長 西口 雪夫